

令和 7 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3 月 14 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 14 日〔金曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第12号 江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会
条例の制定について

議案第21号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に
関する基準を定める条例の一部改正について

議案第22号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

議案第23号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

議案第30号 令和 6 年度江南市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第 3 条 繰越明許費の補正のうち

学校施設改修（L E D 化）事業（小学校費）

学校施設改修（L E D 化）事業（中学校費）

第 4 条 地方債の補正のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

学校施設改修事業（小学校）

学校施設改修事業（中学校）

旧図書館解体事業

議案第31号 令和 6 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第33号 令和 6 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第35号 令和 7 年度江南市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

介護保険等事業計画策定事業

障害福祉計画策定事業

障害者計画策定事業

児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業

第3条 繰越明許費

第4条 債務負担行為のうち

国民健康保険税本算定印刷製本費

第5条 地方債のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

保育施設改修事業

災害援護資金貸付事業

学校施設改修事業（小学校）

市民文化会館改修事業

議案第36号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計予算

議案第38号 令和7年度江南市介護保険特別会計予算

議案第39号 令和7年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康こども部

の所管に属する歳出

議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳入歳出

ふくし部

健康こども部

の所管に属する歳出

請願第9号 江南市学童保育の待機児童解消を求める請願書

行政視察報告書について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長	藤岡和俊君	副委員長	土井紫君
委員	野下達哉君	委員	尾関昭君
委員	三輪陽子君	委員	長尾光春君
委員	須賀博昭君		

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

議長	伊藤吉弘君	議員	堀元君
議員	中野裕二君	議員	大薮豊数君
議員	石原資泰君	議員	岡地清仁君
議員	牧野行洋君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長兼事務局長	石黒稔通君	副主任	磯部将人君
主任	鶴見吉宏君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君

ふくし部長	貝瀬隆志君
-------	-------

健康こども部長兼こども家庭センター長

	坪内俊宣君
教育部長	松本朋彦君

地域ふくし課長	石 田 哲 也 君
地域ふくし課主幹	土 谷 武 史 君
地域ふくし課副主幹	安 藤 和 仁 君
介護保険課長	栗 本 真由美 君
介護保険課主幹	影 山 壮 司 君
介護保険課副主幹	三 浦 理 恵 君
ふくし支援課長	稲 田 剛 君
ふくし支援課主幹	古 川 雄 一 君
保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	岩 井 貴 臣 君
こども未来課長	間 宮 徹 君
こども未来課指導保育士	村 田 志 穂 君
こども未来課副主幹	大 脇 宏 祐 君
こども未来課副主幹	中 山 享 哉 君
子育て支援課長	長谷川 崇 君
子育て支援センター所長	中 村 由 香 君
子育て支援課副主幹	加 藤 あかね 君
子育て支援課副主幹	高 田 昌 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	葛 谷 美智子 君
教育課長	茶 原 健 二 君

教育課管理指導主事	長岡晃臣君
教育課主幹	源内隆哲君
教育課副主幹	岩田麻里君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長	仙田隆志君
学校給食課副主幹	宇佐見裕二君

生涯学習課長兼少年センター所長	藤田明恵君
生涯学習課主幹	前田昌彦君
生涯学習課副主幹	石垣恵子君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中村雄一君
スポーツ推進課副主幹	岡地孝浩君

陳述出席者（３名）

請願第９号	新井英子君、東麗子君
	岸川多美君

○委員長 おはようございます。

では、皆さんおそろいになられましたので、ただいまより厚生文教委員会を開会いたします。

それでは失礼いたします。

3 月定例会は予算が絡んでおりますので、非常にたくさんの議題となっております。話も短くしまして、委員の皆さんも当局側の答弁のほうも簡潔明瞭にさせていただき、議事進行に御協力をお願いしたいと思います。

「春の香り」を見てまいりました。とても本当にいい映画でしたね。皆さんもぜひ御覧になっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず市長から御挨拶をよろしくお願いいたします。

○市長 おはようございます。

大変暖かくなってまいりまして、先日もすいとぴあ江南へ行ってきましたが、まだ桜のつぼみは堅かったわけでありますけれども、一気に春の花が咲き始めたかと思っております。そうした状況の中で、「春の香り」の話が出ましたけれども、すいとぴあ江南の三本桜が見事に表現をされておった「春の香り」の映画を見せていただきました。本当にいろいろと考えさせられることもありますけれども、家族愛のそうした物語だったかなというふうに思っております。

さて、去る 2 月 27 日に 3 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単であります、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、市長は公務がありますので退席されます。

では、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 12 号 江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例の制定についてをはじめ 13 議案と請願第 9 号 江南市学童保育の待機児童解消を求める請

願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行いますが、追加提出された議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）については、議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）の審査終了後に引き続いて行うこととさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、請願第9号については、本日のお昼休憩後を目安に審査してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

審査の途中でありましても、昼一番のところで午後1時10分ぐらいを予定しておりますが、そこで請願を入れたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方はそれぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。よろしくお願いいたします。

議案第12号 江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例の制定について

○委員長 最初に、議案第12号 江南市いじめ問題専門委員会及び江南市い

じめ問題調査委員会条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長　それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

令和7年議案第12号 江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例の制定についてでございます。

11ページをお願いいたします。

条例案を11ページから13ページに掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　確認でございますけど、今回このいじめ問題の専門委員会と、それからいじめ問題の調査委員会を設置するという条例なんですけれども、これ、ここの冒頭にいじめ防止対策推進法の規定に基づきというふうに書いてありますけど、この国の推進法で、この2つの委員会についてはどう位置づけがされているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○教育課長　まず、いじめ問題専門委員会につきましては、法第28条第1項のほうに規定がございまして、いじめの重大事態が発生した場合に教育委員会がこの調査委員会に諮問できるというような内容になっております。

それで、もう一つのいじめ問題調査委員会については、法第30条第2項のほうに規定がございまして、このいじめ問題の調査をまず教育委員会で行うんですが、その調査について市長に報告のほうをいたします。報告を受けた市長が、再調査の必要があると認めた場合においては、こちらのほうの調査委員会に諮問して調査を行うというようなものでございます。

○野下委員　ありがとうございます。

そうなりますと、最初にこのいじめ問題の専門委員会を開いて、そこで調査をしてもらって、その後に何かあった場合は市長のほうで今度は調査委員会というのを開いて、またそれも何か調査するという形だと思うんですけど、そもそも今、第28条とあったんですけども、この第28条の中にこういう問題、専門委員会とかを開くという言葉というのはあるんでしょうか。ほかの条文にはないんですか。第14条とか書いてあるんですけど、具体的には。

○教育課長　　まず、第14条第3項については、教育委員会が附属機関としてこういった調査機関を置くことができるという規定になっております。第28条のほうは、重大事態を調査しなければならないというようなことが書かれているというところでございます。

○野下委員　　だから、ここの法の第28条と第14条というところが法的な根拠になっているということで認識させてもらってよろしいですね。

この専門委員会が、設置がまだされていませんけれども、今までこういうのがあったかどうか分かりませんが、もし今の段階でこういう事例があった場合は、まだ専門委員会がありませんから、どういう対応になるんでしょうか。どこがどういうふうに行っていくんでしょうか。

○教育課長　　もう一度、重大事態が起こった場合の流れをちょっと簡単に御説明させていただきます。

まず、重大事態が発生いたします。そうすると、まず教育委員会のほうで調査を行うということになってきます。この教育委員会の調査においては、主に3つのパターンのほうがあります。まず1つ目が、学校において調査を行うんです。次に、教育委員会事務局で調査を行う。3点目が、教育委員会が諮問する第三者委員会で調査を行うということになってきます。今回、この3点目の教育委員会が諮問する調査委員会が、この条例案でいう専門委員会ということになってきます。それで、その教育委員会の調査において市長へ報告のほうを行っていきます。市長は、先ほど申し上げたとおり、そこで再調査が必要であるかどうかを判断していただき、再調査があるといった場合について、今回の第3章でいう調査委員会を開いていくということになってくるという流れでございます。

○野下委員　　だから、今はないんですけど、それに準ずるような形で手順を踏んで、教育委員会、学校、それから最後市長という流れでいって、今回はそれに対しての特別な委員会を設置して、そこに特化してやっていくという認識でよかったですか。

○教育課長　　そのとおりです。

○野下委員　　分かりました。

○委員長　　ほかに。

○土井委員　　今までいただいたお話とこの条文から見ると、教育委員会がいじめの重大事態を把握したところがスタートになっていると思うんですけど、そこに至るまでのフローというのがちょっと分からないので、教育委員会の諮問が適切になされているかというか、そこを本来は諮問してほしいのにしてくれないというようなことが起こり得るのか。その教育委員会が、ここに書かれている前の段階の流れをちょっと教えていただきたいです。

○教育課長　　まず、いじめ問題については、学校のほうで当然把握のほうをいたします。それで、まず学校のほうで調査を行っていく過程において、いろいろな問題が起こってくるというようなことも想定されます。それで、もし被害者や保護者の方からそういった第三者委員会を設置してほしいという申出があった場合については、前向きに第三者委員会を設置する方向で調査を行っていくということになってこようかと思います。

○土井委員　　それは、保護者でしたり、児童・生徒が教育委員会に申立てをできるということか、学校に話をしていくということになりますか。

○教育課管理指導主事　　基本的には、保護者、児童・生徒が学校のほうに申立てを行います。受けた学校は、その申立てを基に校内のいじめの組織、それぞれちょっと名称が少しずつ違いますけれど、組織のほうで、これがいじめ重大事態と当たるのかどうかというのを確認して、当たるということであれば、いじめ重大事態の発生報告というのを教育委員会に送り、教育委員会でそれを認められれば重大事態として取り扱っていくと、こういう手順になります。

ただし、追加でいいますと、実際にいじめがあったかどうかだけではなくて、いじめが疑われるという段階のものも調査すべきだということでガイドラインのほうにはありますので、基本的には申立てがあったものについては前向きに検討していくということになると思います。

○委員長　　よろしいですか。

○長尾委員　　その辺のプロセスをもう少し詳細に確認させていただきたいんですけど、まずいじめと疑われる事案とかがあって、御父兄や御本人から学校のしかるべき組織に連絡がありますと。そこでもういじめだという認定がされたら、特に教育委員会での調査とか第三者委員会の調査もなく、そのま

まその事例としても市長に報告が上がるという流れで、もしそこで分からないという話になったときに初めて教育委員会のところでまた調査に入って、そこで確定すれば、そこで報告されれば第三者委員会が開けないということは、学校でまず見る、そこでもう既にいじめじゃないと判断されちゃったら、その事案というのは、教育委員会ではそういう報告があったということ自体は把握できるものなんですかね。

○教育課管理指導主事　基本的には、いじめ発生報告を学校から受けた段階で教育委員会は正式に判断をしていくことになるわけですが、多くのいじめの事案の場合に、これまでにについては、保護者等からの申立てがあった場合には学校の職員で調査をし、聞き取りも実際に行い、問題解決に向けての努力をしてきているというのがこれまでの形です。

ただし、今回のこの条例にも絡んできますけれど、今言われているいじめ重大事態というのは、学校が主体の調査組織であっても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた、要は第三者性あるいは専門性のある方を加えて調査をすべきではないかということをおっしゃっておりますので、いじめ重大事態となれば、そういう方たちも含めて、学校が調査するとしても、そういった方たちにも加わっていただいて調査をしていくという違いがあります。

○長尾委員　繰り返しになりますけど、最初に学校に報告されました。その時点で、学校側でもこれは確実にいじめだという話になった時点で、その調査報告書が学校から教育委員会に来ると思うんですけど、それが届いた時点で、教育委員会はもうその内容を確認して、そこから何か追加で調査が入るのか、入らずにそのまま市長に、もうこういういじめ重大事態がありましたという報告になるのか、どちらの手続になるんですか。

○教育課管理指導主事　いじめ重大事態については、あくまでも発生報告を受けたものについて市長への報告を行うものであります。それ以外に、学校でいじめと認知、認定をしたものについては、全てを市長報告までするわけではございません。学校のほうで調査等を行った後、問題解決をし、その報告は教育委員会のほうには受けることにはなっております。

○長尾委員　すみません、言葉尻を捉えていますけど、重大か重大でないか

という定義って何かあるんですか。

- 教育課長 重大事態の定義については、いじめ防止対策推進法のほうに規定がございまして、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされております。

国のガイドラインに具体的な例のほうが示されておまして、暴行を受けて骨折した、嘔吐や腹痛など心因性の身体反応が続く、多くの生徒の前でズボンや下着を脱がされ裸にされた、複数の生徒から金銭を強要され総額1万円を渡したなどの例が示されております。以上です。

- 委員長 よろしいでしょうか。

- 須賀委員 いじめ委員会をつくって、それを認定するということだと思うんですけども、今までそういった事例でいろんな教職員が対応してきたのか、学校の教育委員会の中でそういう審議がされて、これはいじめだとか、いじめじゃないとか、いろいろ仕分してきたと思うんですけど、まずそもそもいじめがあった場合の対策って、今までどういうふうにしてきたかということと、それから、むしろいじめがあったこととして、いろんないじめがあると思うんですけど、それをどうやって解決するかということのほうにむしろ重要だと思って、その辺の答えまでこれが出すのか、ただ認定するだけの話なのか、その辺と。

あともう一つ、報酬のところで、これは議案質疑でもちょっとあったと思うんですけど、1時間当たり2万2,000円と書いてあるんですけども、介護認定審査会でも医師が来ておるんですけども、大体それでも1日1万9,000円なんですよね。例えば、5時間やったら10万円以上かかるんですけども、これはどういう根拠で2万2,000円というのが出てきたのかちょっとよく分からんもんで、相当な年収の方がお見えになるということで、多分専門的な方だというようなことだと思うんですけど、その辺ちょっと教えてくださいませんか。

- 教育課長 まず報酬の件は、私のほうからお答えさせていただきます。

報酬につきましては、時間当たり2万2,000円という非常に高額となって

おります。こちらについては、愛知県弁護士会がこのいじめ重大事態調査等に関する調査委員会の報酬の指針というのを示しておりまして、そこで1時間当たり2万2,000円ということが出てきておりまして、これに基づいて2万2,000円としております。

また、高額な理由でございますが、今回の委員会、両委員会ともそうなんです。が、庶務の事務につきましては当然職員で行うんですが、その事務内容が会議の日程調整や会議の予約、関連する資料提出などを考えており、委員会の独立性や公平性や中立性を確保するためにも、事務局職員が会議に出席することはありません。また、会議録や調査結果の報告書につきましても、事務局の職員が一切関与することなく、委員会の委員のみで作成していただくということがございますので、どうしても高額になるのかなというふうに考えております。

○委員長　　まず、報酬の件だけでいいですか。その他の件を先に。

○教育課管理指導主事　　学校のほうでは、まずはいじめが起きない風土づくりということで、当然職員の研修、また毎学期のいじめ、不登校の対策協議会を各学校のほうでは行い、まず職員のほうの学びを深めております。

また、子供たちについては、学校によって取組は様々ですが、ある学校の例で申し上げますと、子供たちがいじめ撲滅委員会という形で立ち上げて、子供たち自らいじめは許さないという風土をつくっているというようなことをしておりまして、そちらのほうを基にした取組でいじめを起こさないような風土をつくっております。

また、今回いじめ重大事態が起こった場合には報告書をまとめるわけですが、その際にはそういった取組について、それがこれまでの取組がよかったのか、あるいは改善策がないのかといったことを、やはり目的に報告書の作成も行われるということになります。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○須賀委員　　はい、いいです。

○三輪委員　　これまでこの委員会がつくられなかった、10年以上になるわけですけども、これまではその第三者委員会に諮るような重大事態がなかったということでこれまでつくっていなかったのか、今このタイミングでとい

うところがちょっと問題かなというふうには思うんですけど、さっきの重大事態の中で、例えば相当期間学校に来られないというようなことはかなり今までもあったんじゃないかなというふうには思うんですけども、保護者のほうが学校には言うんだけど、それでもなかなか解決してもらえないというときに、どうしたらいいかというのがよく分かっていなかったんじゃないかなということを思いますので、本当に私も体験あるんですけど、いじめの調査とか解決というのは本当に難しいので、特に最近はネット上でのいじめとかもあったりするので分かりづらい。特に中学生なんかは、親にも言えないというようなこともありますので、今回は第三者委員会をつくるということで、これも重要なんですけども、やはりいじめの訴えが受けられる相談窓口とか、そういうものをしっかり、子供たちが困ったときに相談できる窓口をつくっていただきたいなということを思います。

あと、法の第30条第3項でしたかね、結果を議会に報告しなければならないというところもあったと思うんですが、今回のには議会のことについては何も触れていないんですが、この重大事態があって、この委員会が行われた場合は、それを議会に報告するということにもなっているのかどうかお尋ねします。

○教育課長　　まず、これまで重大事態のほうの発生はあったんですが、第三者委員会を設置するまでには至らなかったというところでございます。

それで、なぜこの時期かということでございますが、法施行から10年以上経過するというところでございますが、近年保護者において調査機関である第三者委員会への関心が高まっておるというようなことや、あと令和6年8月に文部科学省のガイドラインが改訂されたことを踏まえまして、改めまして近隣市を調査したところ、ほとんどの市町が法施行後にこういった第三者委員会の条例を制定しているというようなことで、今回制定に至ったというようなものでございます。

○教育課管理指導主事　　議会への報告の件でございますけれど、いわゆる学校や教育委員会が調査をし、まとめた報告書を市長までは届けるわけですけど、そこまでのものについては、これは議会での報告は言われていません。議会への報告が必要なものについては、調査委員会のほうで、市長部局のほうで、

うで委員会を立ち上げ、いわゆる再調査をした内容があった場合につきましては、その内容を議会へ報告するということになっております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○野下委員　　今回のこのいじめ問題専門委員会なんですけど、ここの内容を見ますと、2つ、(1)と(2)があって、その法第28条というのは重大事態ということと、それから(1)は、そのほかいじめ防止等のための対策に関することとあるんですけど、ちょっとほかの自治体を見ると、この専門委員会が定期的に行われているとか、あるところは毎月やっているとかというところもあるんですけど、江南市というのは、何か起こったときに開催するのか、それとも、例えば(1)の防止等のための対策に関することを継続的にやるために定期的にやるのか、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○教育課長　　通常の連絡調整会議的なところも設置しておりまして、こちらについてはいじめ・不登校対策協議会ということで、年に2回、学校の先生であったり、医師であったり、児童相談所の先生であったりといったところで、連絡会議で調整のほうを行っております。今回の調査組織については、あくまで基本的にはいじめ重大事態が発生したときに設置していくというようなことで考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○土井委員　　いじめが起こったときって、多分この重大事態と認定されるような程度になると、本当に当該児童・生徒は助けてほしいと思うと思うんですけども、一方でいじめられたときって、大抵は大ごとにしたくない、親に知られたくない、周りに知られたくない、大ごとにしたくない、もしかして、これを大ごとにしたら内申とか自分の評価に影響するんじゃないかとか、いろんなことを考えると思うんですけども、この委員会が立ち上がったたり調査が始まったときに、当該児童・生徒についてはどんな影響が出るのか、どういう状況に置かれるのか。あとは、その周りのクラスメイトとかも、あの子は調査を受けている、あのクラスは調査を受けているということが分かるようになるのか。こういった形、どういう状況が発生するのかというところがちょっと読み取れないので、補足で説明していただけたらと思います。

○教育課管理指導主事　調査を始めるに当たっては、保護者、児童・生徒からに対して説明を２段階で行います。まずは、いじめ重大事態としての調査を行いますよ、いじめ重大事態調査というのはこういった目的で行いますといった内容で初めに説明をします。調査組織が立ち上がり、これから調査を実際に始めますという段階になったところで、具体的にこういうふうに調査を進めていきますという２回のまず事前説明を行うわけですが、その中で当然、保護者や児童・生徒の意向ですね、要は学校のほうで、例えば保護者会を開いて皆さんに説明をしてから調査をしますなのか、あるいはやはりそういうふうにされるとこの後の学校生活が心配なので、それはやめてくださいといったような要望等も受けながら、それに可能な限り沿った形で調査を進めていくということを行うようになっております。

○委員長　よろしいですか。

○土井委員　評定の件なんですけれど、多分いじめを受けてこの調査の対象になったからといって、４が３になることは絶対ないと思うんですけれど、この生徒はこういうことの対象になりました、要注意、特記事項みたいなことというのは考えられるんですか。

○教育課管理指導主事　その子を守るために必要な情報としては引き継いでいきますけれど、いわゆる要注意であるとか、成績に関するような項目について申し送っていくようなことは決してございません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○教育長　質問はありませんけれども、教育長として一つ、ただいまたくさんのお質問をいただいて、いじめ問題について委員の皆さん方が非常に関心が深く、子供たちの幸せを願ってみえるということはよく分かりました。私どもといたしましても、先ほど須賀委員がおっしゃったように、まずはいじめがない、なくすということが一番大事であって、それからいじめがあったらその対策を講じるということが大事であって、それでまずは進めていくということで、教育委員会も学校も一体となって現在も進めておりますけれども、先ほど三輪委員がおっしゃったように、どうしても事案はないわけじゃありませんので、その段階ではこの委員会あるいは専門委員会あるいは調査

委員会で協議をし、最終的に認定というか、これがどういういじめだったかどうかというよりも、今後の対策をそこで図っていただくということが一番大事でありますので、私どももその結果を踏まえた上で、今後の教育委員会あるいは学校がどう取り組んだらいいかということについて御指示をいただくということになろうかなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長　　よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　中野議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御意見もないようでありますので、委員外議員としての発言を許可します。

○中野議員　　すみません、発言をお認めいただきありがとうございます。

委員の報酬の件なんですけれども、1時間2万2,000円ということで、その会議に参加しているときの報酬なのか、先ほど課長の答弁の中で、報告書も委員の人が作成するということだったので、その報告書の作成時間もその報酬の中に入るのか、この時間のどこまでが報酬の範囲になるのか、ちょっと教えてください。

○教育課長　　報酬ですけれども、当然報告書の作成等も時間に入るというふうに考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時01分　　休　憩

午前10時01分　　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会の傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により委員長の許可を得た者が傍聴することができるとなっております。

傍聴を許可したいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようですので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

議案第21号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 では続いて、議案第21号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第21号について御説明申し上げますので、議案書の227ページをお願いいたします。

令和7年議案第21号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

228ページには、江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を、また229ページから230ページにかけまして条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　229ページの中の常勤換算方法のところなんですが、当該地域包括支援センター職員の勤務時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除するという。これを員数に換算するというふうなことを書いてあるんですが、ちょっと分かりづらいんですけど、例えば1人の保健師が延長して仕事をしたら、例えば6時間働くところを9時間働いたら1.5人分と数えるとか、そういうことなのか、ちょっとこの辺を説明していただきたいんですけど。

○地域ふくし課長　　常勤換算の考え方ですが、本来であれば社会福祉士、看護師または保健師、あと主任ケアマネジャーですね、それぞれ1人ずつ置くというところで、その1人の常勤換算、例えば看護師が1人常勤で置けない場合については、非常勤の職員を複数の時間でその常勤の勤務時間数を満たすことであれば員数としてカウントできるという形になります。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○三輪委員　　もう一つ、230ページの最初のところなんですが、地域包括支援センターがまとめて2つのところが1つとしてその数を数えられるみたいなことも書いてあるんですが、これも例えばどういうことか、もうちょっと詳しく教えてください。

○地域ふくし課長　　地域包括支援センターを1つとみなすというところですが、例えば江南市には中部、南部、北部と圏域がございます。第1号保険者の数が6,000人であったと仮定した場合には、従前では各包括支援センターに3職種の職員をそれぞれ1名配置する必要があるんですが、この法改正によりまして、3つの地域包括支援センターを1つとみなす場合には、3圏域に3職種、6,000人で仮定した場合は9人配置する必要があるんですけど、それを例えば中部圏域の職員が社会福祉士と看護師の2職種であっても可能とすると、1つとみなしたときに9人を柔軟に配置することができるという法改正になります。

○三輪委員　　なかなか人が集まらないから集まるほうに合わせた法改正のような気がしてちょっと。包括の方とお話ししたこともあるんですけど、すご

く今なかなか対象が増えるのに人が増えなくて困っているというような状況もあるので、ちょっとこの規制緩和的なものが本当に現場にとって大丈夫なのかなというふうに思うんですけれども、その点について、これができたことで仕事がしやすくなるのか、それともちょっと時間的に大変になるのか、その辺についてはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○地域ふくし課長　今回の国の法改正は、委員言われるとおり、職員確保が困難な情勢からこういうふうな法改正に至ったわけですが、江南市におきましては、まず常勤の3職種の配置が3圏域全て行われています。その職員状況は、1号保険者の65歳以上の数が、北部が9,754人、中部が8,904人、南部が8,954人と、今そういう状況の中で、最低基準の配置は3職種がそれぞれ5人になります。その中で、今北部が配置人数が育休1人を含んで7人、中部圏域が育休、時短を含んで7人、育休、時短が1人ずつ含んで7人ですので、5人は満たしています。南部圏域が8人というところで、職員は基準を満たしておりますので、この法改正によって江南市民への影響というのがあるかということ、今の現状ではないというふうに考えております。

○三輪委員　だから、よその地域で多分足りないところがあってこういうことになっているんだろうと思うんですけれども、国が緩和しているから市も緩和というふうでやらざるを得ないのかもしれないんですけど、ちょっとどうかなと思うんですが、今後についてもこういうふうに改正したほうが、今後の包括の在り方としてはこれが生きてくるときがあるというふうに考えられますでしょうか。

○地域ふくし課長　今回の条例改正につきましては、国の法改正が令和6年4月1日で行われて、市町村に1年を超えない範囲で改正をするということをお求められた形でありますので、条例改正に至ったというところでございますので、将来的な部分というのは、現状ちょっと今どういうふうになるかというのはなかなかお答えづらい部分があるんですけど、現状はこの3圏域というのを保持していくというのが最良であるというふうに考えています。

○須賀委員　今回、人員不足ということで、こういう改正が国からされたんだろうと思うんですけれども、ただ江南市は今のところ充足しているんで、このことに関する影響はないということで引き続き現状どおりやっていただ

くと。

ただ、今まで議会の中で、今3圏域あるんですけど、本来中学校区域が、いわゆる日常生活圏域が5つあるということで、そういったことも踏まえて、今後地域包括支援センターの充実ということは議会のほうからも出ておりますんで、10期ですかね、10期の計画を見据えた形でそういうものを計画していくということも答弁されておりますので、そういうことも踏まえて人員確保に努めていただきたいという要望でございます。

○委員長 要望ですか。

○須賀委員 はい、よろしくお願いします。

○委員長 圏域を4つ目、5つ目という話ではないですか。

○須賀委員 今、3圏域だとはっきり言われたんで、いや、それは違うんじゃないかなということ。

○委員長 過去に議会からも4つ、5つ増やせという要望が出ているという話です。

○須賀委員 そういうことも答弁されてみえるんで、今3圏域のままいきますよというようになちょっと答弁がありましたので、その辺ちょっと確認させていただいたということ。

○委員長 それについてはよろしいですか。

○地域ふくし課長 今お話があったように、現状は1号保険者の数でいけば3圏域を満たしているという現状でございますが、将来的には当然のことながら後期高齢者の数も増えていきます。その辺は状況を十分に考えながら、先ほど言われました圏域も含めたところを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午前10時11分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第22号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 それでは、議案書の231ページをお願いいたします。

議案第22号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

232ページ、233ページには条例案を、234ページから238ページには新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 基本的なところなんですけれど、家庭的保育事業者等は江南市内には何か所ありますかということと、この連携施設の確保が著しく困難な状況というのがどういう状況なのかちょっと分からないんですけれど、今までは認められていないのでないと思うんですけれども、著しく困難になるような状況というのが江南市内で想定されるのかというところを教えてください。

○こども未来課長 まず家庭的保育事業所が江南市内にあるかという問いですけれども、江南市内には現在ございません。

代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合が江南市

内で想定され得るかということなんですけれども、今回の条例改正が内閣府令によりまして1月に改正がされました。その中で、先ほどお話のあった連携施設の確保が著しく困難ということで、全国的に見れば過疎地等でそういった代替施設が難しいところというのは考え得るのかなと思うんですけれども、江南市内で現状においてはなかなか想定しづらい状況であるかなと思っています。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を結びたいします。

暫時休憩します。

午前10時14分　　休　憩

午前10時14分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号　江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長　　続いて、議案第23号　江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長　　それでは、議案書の239ページをお願いいたします。

議案第23号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

240ページ、241ページには条例案を、242ページから246ページには新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 さっきのと同じことで、今度はこの特定教育・保育施設及び特定保育事業者の件についても、連携施設がどうしても見つからなかったらなくてもいいという、結局そういうところで、これは例えば連携先がなかった場合は、もう保護者が自分で何とかしてくださいということなのかなというふうに思うんですけれども、今回多分高架下にできる2つの保育所とかがこれらに当たるのではないかなと思うんですけれども、保育内容支援連携協力者というような文言があるんですが、ちょっとこの説明と、今回3歳未満も誰でも保育園へ行けるようになったことによって、その後の連携先が足りなくなるんじゃないかというのを見越したかなというふうに思うんですけれども、さっきのと同じで、市内でこの保育所が今後も近いうちも含め幾つあるのかと、その辺について、連携協力者というものについてもう少し詳しく教えてください。

○こども未来課長 先ほど委員言われましたように、今度新しくできます布袋駅高架下の小規模保育事業所はこちらに該当してまいります。

卒園後の受皿連携施設ということでございますけれども、現在江南市内には公立園が18園ございまして、新しく今度民間の保育所も出来上がりますけれども、3歳以上の受皿について、今まで以上に状況等を確認しながら定員の確保には努めてまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員長 ほかに質疑は。

○三輪委員 結局今のところ、多分これがあっても江南市内ではこういうことにはならないだろうということだろうと思うんですけれども、やっぱり今後こういうことが起こってきたときに、3歳まで行っていて、その先が見つからないというようなことになってはいかんと思うんですけれども、この点

については、こういうふうに改正するというについてはやむを得ないということでしょうか。

○こども未来課長　先ほど御答弁させていただきましたように、江南市内においては3歳以上の受皿をしっかりと確保していきたいと考えておりますけれども、今回は内閣府令の改正ということで基準が改正されましたので、それに準じた形で条例も改正していくという考え方でございます。

○土井委員　この特定地域型保育事業というものの、先ほど今度高架下にできるところは当たると言われていたんですけど、ほかにもあるのかどうかという点と、あと要は認可園じゃないという、認定ではなく自治体による確認なんですかね。何か指導や監査というものが必要になってくると思うんですけど、それはどれくらいの頻度で市としては行っていく予定なのかというのをちょっとお伺いしたいです。

○こども未来課長　特定地域型保育事業は、現在江南市内にございまして、先ほどお話しいたしましたように、高架下にできるものが初めての施設になります。

認可につきましては、市町村の権限で認可することになりますので、江南市において認可を確認していくという形になります。監査につきましても、その認可保育所等と同等に年に一度は必ず内部に立ち入りまして監査をしてまいりたいと考えております。お願いいたします。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時20分　休　憩

午前10時20分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

学校施設改修（LED化）事業（小学校費）

学校施設改修（LED化）事業（中学校費）

第4条 地方債の補正のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

学校施設改修事業（小学校）

学校施設改修事業（中学校）

旧図書館解体事業

○委員長 続いて、議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第3条 繰越明許費の補正のうち、学校施設改修（LED化）事業（小学校費）、学校施設改修（LED化）事業（中学校費）、第4条 地方債の補正のうち、（仮称）多世代交流プラザ整備事業、学校施設改修事業（小学校）、学校施設改修事業（中学校）、旧図書館解体事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出を一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地域ふくし課長　それでは、議案第30号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、地域ふくし課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の292ページ、293ページの中段をお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は1,649万9,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○須賀委員　老人福祉センターの解体工事がちょっと安くなっておるんですけれども、その安くなった原因というか、そういうのは何かありますでしょうか。

○地域ふくし課長　老人福祉センターの解体工事につきましては、一般競争入札7者の入札によりまして契約がされました。契約金額は1億5,969万3,600円というところで、その契約の落札差金というところがこの減額につながったものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

○土井委員　同じように緊急通報装置の減額も、これは設置件数が少なかったということよろしいのでしょうか。委託の契約上の問題なのか、どちらか教えてください。

○地域ふくし課長　減額となった主な要因でございますが、緊急通報の設置事業につきましては、令和6年10月31日が契約更新の時期となりました。その予算積算に当たりまして、既存の163台の機器の更新が必要となりまして、それを予算計上しておったんですが、落札業者のほうから更新費用が不要というところが入札がされましたので、それが主な執行残の要因となります。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて介護保険課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長 それでは、介護保険課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について説明をいたしますので、議案書の286ページ、287ページをお願いいたします。

中段の18款 1 項 2 目 2 節社会福祉費 寄附金の企業版ふるさと寄附金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、292ページ、293ページをお願いいたします。

下段の 3 款 1 項 2 目介護保険費で、補正予算額は450万5,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 先ほどの企業版ふるさと寄附金なんですけれども、これはこの介護に特定して使ってほしいという企業のそういう要望があって、こういうことになって、ここに使うということになったのでしょうか。

○介護保険課長 こちらは、寄附の対象事業としていろんな選択肢があった中で、総合計画の介護保険制度の健全な運営というところに寄附をしたいというような御要望がありましたので、このような形で受け入れたものになります。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いてふくし支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管の補正予算につきまして、
該当箇所の御説明を申し上げます。

議案書の284ページ、285ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

上段の15款1項1目3節生活保護費負担金、右側説明欄、中国残留邦人等
医療支援給付費負担金でございます。

その下、4項2目2節生活保護費交付金、右側説明欄、物価高騰対応重点
支援地方創生臨時交付金でございます。

294ページ、295ページをお願いします。

歳出でございます。

3款1項3目障害者福祉費で、40万5,000円の補正予算をお願いするもの
でございます。

次に、少し飛びまして、298ページ、299ページをお願いします。

3款3項1目生活保護費950万4,000円の補正予算をお願いするものでござ
います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について
審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課所管の該当箇所につきまして御説明させていた
だきます。

議案書の284ページ、285ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民
健康保険基盤安定負担金はじめ3項目。

次に、最下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所

管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

294ページ、295ページの中段やや上をお願いいたします。

3款1項4目社会保障費の保険推進事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、質疑もないようでありますので、続いて教育部生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の288ページ、289ページをお願いいたします。

下段、22款1項7目3節社会教育債で、旧図書館解体事業債でございます。歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

294ページ、295ページをお願いいたします。

下段、3款1項5目学習等供用施設費で、補正予算額は57万9,000円でございます。

はねていただきまして、318ページ、319ページをお願いいたします。

上段の10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は695万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 295ページの学習等供用施設の修繕なんですが、どこの施設の何を修繕したのか教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回修繕させていただきましたものにつきましては、布袋北部地区学習等供用施設の受電引込みケーブルの取替え修繕でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課の所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書の284ページ、285ページをお願いいたします。

下段、15款4項5目3節小学校費交付金、その下、4節中学校費交付金でございます。

次に、288ページ、289ページをお願いいたします。

下段、22款1項7目1節小学校債、その下、2節中学校債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

314ページ、315ページをお願いいたします。

上段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は1億305万2,000円でございます。

次に、同じページの下段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は1億2,796万5,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いて学校給食課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の318ページ、319ページをお願いいたします。

318ページ中段、10款5項2目学校給食費でございます。所管課は学校給食課で、300万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 これは300万円の減額ということなんですけど、当初予定していた人数が派遣により手配ができなかったから削減されたのか、それとも入札等々によってとか、委託の契約の中で削減できたのかと、どちらの内容でしたか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

4月当初に1回入札を行いました。派遣し得る業者5者によって指名競争入札を行ったんですが、5者とも3人の給食調理員をお願いしていましたが、確保できないという理由で辞退されました。ということで、4月の段階では入札は不調になりました。その後に入札参加の資格を得る業者が新たに出て、そこがどうも派遣ができそうだということで、7月に入り再度業者を変えての入札をしたところ、落札ができたということで、9月からの派遣に至ったということで、4月から7月分の委託料が減額補正となったということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長　それでは、補正予算の歳入歳出のうち、こども未来課の所管いたします該当箇所について御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

議案書の284ページ、285ページの中段をお願いいたします。

15款4項2目1節児童福祉費交付金、右側説明欄、子ども・子育て支援交付金ほか1件でございます。

次に、286ページ、287ページの上段をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、地域子ども・子育て支援事業費補助金ほか1件でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、296ページ、297ページの上段をお願いいたします。

3款2項1目こども保育費、補正予算額は1億1,698万5,000円の減額でございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　297ページの病児・病後児保育のところなんですけれども、140万6,000円の増額になっていますが、病児・病後児保育で延べ結局何人の方が利用されて、大体平均すると何人ぐらいなのか。

あと、シーズンだと断るとか、そういうのもあったのかどうか分かれば教えてください。

○こども未来課長　現在の利用の状況でございますけれども、令和7年2月現在で458人の方が御利用されてみえます。1月平均は42人程度になります。

ピーク時にお断りした事例があるかどうかということなんですけれども、ちょっとクリニックのほうに確認を取っていないんですけれども、クリニックのほうでは2症例3人までというふうに伺っておりますので、症例が増えた場合であったりとか、3人を超えた場合においてはお断りをして、またほかの市町村の病児・病後児保育を利用された方があるというふうには認識を

しております。以上です。

○委員長 ほか、ありませんでしょうか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて子育て支援課について審査します。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 では、子育て支援課所管の補正予算の該当箇所につきまして御説明申し上げます。

歳出でございます。

議案書の296、297ページの下段をお願いします。

3款2項2目子育て支援費、補正予算額は1,346万6,000円でございます。

内容につきましては、297ページの説明欄をお願いいたします。

出産・子育て応援交付金事業でございます。これは、令和5年1月から始まりました出産・子育て応援交付金事業におきまして、精算に伴う交付金の返還が必要になったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和6年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の284ページ、285ページの上段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の300ページ、301ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は8,634万円の増額でございます。

内容につきましては、301ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

予防接種事業は84万9,000円の増額をお願いするもので、特定財源として国庫負担金が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、7,970万3,000円の増額をお願いするものでございます。

その下のこども家庭センター（母子保健）運営事業、出産・子育て応援交付金事業は578万8,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　では、301ページの予防接種事業の84万4,000円の部分なんですけれども、私が認識している話だと、もう国のほうで予防接種の被害者認定がされて、それで支払いになるという形で金額も含めて来ているものだからと思っていたんですけど、ここでその端数というか、84万4,000円の差額というか、補正予算が出てくるって、どういうプロセスでそういう金額が出たのか教えてもらえますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの事案につきましては、国からの認定が下りたのが令和6年12月9日に下りました。その時点で、最速で対象者の方に給付をする手続をするために、3月定例会に上程するといった流れで今回上程させていただいておりますので、やはり健康づくり課としては、速やかに給付対象者、認定された方には給付するというのを原則としておりますので、今回このような上程をさせていただきました。

○委員長　よろしいですか。

○尾関委員　お教えいただきたいんですけど、先ほどの見舞金5,000円というものは、給付費が支払われる事案に対して市独自の5,000円なのか、もしくは市単独でその給付事業が国からの給付がない状態でも5,000円というの

が発動されるというか、見舞金が支払われることがあるのかお尋ねします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　市の見舞金につきましては、認定が下りた方を対象にしております。

○尾関委員　ちょっと御意見申し上げますが、桁が違い過ぎるんで、この事業は要るのかという話を財政とちょっと今後詰めたらどうでしょうかという意見です。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの額につきましては、県も市町村が認定を受けて給付をした方に対して、県も独自に見舞金を給付するような制度があります。その額も5,000円というような形になっておりますので、県の見舞金も5,000円、市の見舞金も5,000円というような形で対応しておりますので、またそちらの県の動向も注視しながら、今後予算編成のほうに生かしていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時46分　休　憩

午前10時46分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

では、議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時47分　休　憩

午前10時57分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康こども部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、追加議案になっています議案第44号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康こども部の所管に属する歳出を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和6年度一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明をさせていただきます。

歳出について説明をさせていただきます。

議案書の32ページ、33ページをお願いいたします。

上段の4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は76万1,000円の増額でございます。

内容につきましては、33ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

予防接種事業は、76万1,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、この支出に対する国庫につきましては、令和6年度分の交付申請が終了しているため、令和7年度に過年度収入として収入を予定しておりますので、一般財源で対応いたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

○野下委員 これまた先ほどの方とまた違う方だと思いますけど、金額も当然症状によって違うと思うんですけど、実際に健康被害を申請された方というのがいらっしゃると思うんですね。順次出てくるんですけど、今掌握されている方で、実際にあと保留になっているというか、時間がかかっていると

思うんですけど、保留になっている方というのはいらっしゃいますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 予防接種は各種ございます。そういった中で、現在保健センターの窓口で対応している事案は2件ございます。1件につきましては新型コロナワクチン接種、もう一件につきましては、子宮頸がんワクチンについての接種で健康被害かどうかといったところの手続のほうの相談を受けておりますので、まだ受付までは至っておりませんが、今後書類のほうが整い次第、市のほうで調査会を開いて、今後進達していくというような流れになると想定しております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第31号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第31号につきまして御説明いたします。

議案書の321ページをお願いいたします。

令和7年議案第31号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

322ページから325ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

326ページ、327ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

最上段の1款1項1目は国民健康保険税、その下、5款1項1目は一般会計繰入金、その下、5款2項1目は基金繰入金でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

328ページ、329ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目と、その下、3款2項1目、はねていただきまして3款3項1目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、保険基盤安定繰入金など特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時03分 休 憩

午前11時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第33号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第33号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長 それでは、議案第33号につきまして御説明申し上げますので、議案書343ページをお願いいたします。

令和7年議案第33号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

344ページ、345ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、346ページ、347ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、348ページ、349ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

上段の2款2項6目事務費補助金は、815万6,000円の減額でございます。

その下、6款1項5目その他一般会計繰入金は、450万5,000円の減額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

350ページ、351ページをお願いいたします。

上段、1款1項1目総務管理費の補正予算額は、1,266万1,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時05分 休 憩

午前11時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

介護保険等事業計画策定事業

障害福祉計画策定事業

障害者計画策定事業

児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業

第3条 繰越明許費

第4条 債務負担行為のうち

国民健康保険税本算定印刷製本費

第5条 地方債のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

保育施設改修事業

災害援護資金貸付事業

学校施設改修事業（小学校）

市民文化会館改修事業

○委員長 続いて、議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費のうち、（仮称）多世代交流プラザ整備事業、介護保険等事業計画策定事業、障害福祉計画策定事業、障害者計画策定事業、児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業、第3条 繰越明許費、第4条 債務負担行為のうち、国民健康保険税本算定印刷製本費、第5条 地方債のうち、（仮称）多世代交流プラザ整備事業、保育施設改修事業、災害援助資金貸付事業、学校施設改修事業（小学校）、市民文化会館改修事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算のうち、地域ふくし課所管につきまして該当箇所を説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費負担金の老人ホーム措置費負担金でございます。

はねていただきまして、28ページ、29ページの上段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、地域ふくし課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）、以下2項目でございます。

少し進んでいただきまして、38ページ、39ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の生活困窮者住居確保給付費負担金、以下2項目でございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の地域生活支援事業費補助金、以下 2 項目でございます。

少し進んでいただきまして、48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

16款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の民生委員推薦会負担金、以下 2 項目でございます。

はねていただきまして、51ページの最上段をお願いいたします。

4 節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金、以下 2 項目でございます。

次に、同じページ下段、2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の老人クラブ助成費補助金、以下 4 項目でございます。

はねていただきまして、53ページの最下段をお願いいたします。

3 節災害救助費補助金の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

少し進んでいただきまして、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

21款 5 項 2 目 11節雑入のうち、地域ふくし課所管の電気使用料実費徴収金、以下 4 項目でございます。

少し進んでいただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

22款 1 項 1 目 1 節社会福祉債の（仮称）多世代交流プラザ整備事業債でございます。

次に、同じページの 3 節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、174ページ、175ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目地域福祉費の人件費等から、185ページ中段やや下の民生委員推薦会事業まででございます。

次に、少し進んでいただきまして、250ページ、251ページの下段をお願いいたします。

3 款 4 項 1 目被災者支援費の災害援護事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　179ページの要支援高齢者等援助事業なんですけれども、令和6年度は公共浴場の利用料の補助事業があったと思うんですけれども、これはもともと時限的な措置だったと思うんで、新年度はなくなるのかなと思うんですけれど、かなり実績があったということも聞いていますので、福祉の観点ではどういう効果があったというふうに評価されていて、継続というのは考えられなかったのかなというのをちょっと伺いたいです。

○地域ふくし課長　公共浴場利用料補助につきましては、老人福祉センターと布袋ふれあい会館の浴場の廃止に伴いまして、先ほど委員言われたとおり、1年間の限定でということで、その影響を緩和するために実施したものでございます。

継続に関しましては、300円の利用継続というのは財源の部分もございまして、現状では難しいというふうに考えております。

ニーズに関しましては、一定のニーズがあるというのはこちらでも認識はしております。補助件数といたしましては、2月末現在で1万180回分、1日平均約30人の利用があったというところで、一定のニーズがあるというのは重々認識をしております。

今後につきましては、既存事業の在り方とか手法ですね、高齢者福祉施策全般を考える中で、何らか補助につながるような手だてが設けられるか否かというところを、すいとぴあ江南の管理運営は商工観光課が所管をしておりますので、その所管の課と協議して考えていきたいと、まずはそういったところだというふうに考えております。

○委員長　よろしいですか。

○長尾委員　179ページ最下段の福祉タクシー料金助成事業という部分で確認させていただきたいんですが、いこまいC A Rとの併用というのがこれまで駄目だったのがようやくできるようになったということで、喜ばしい話ではあるんですが、逆にそれによって、これまでどちらかということで、いこまいC A Rをメインで使われていて、こちらの福祉タクシーのほうを申し込

まれていなかった方というのが両方使えるようになったということで、その利用者の方がここで増えるのかなと思っていたんですが、予算的に見ると去年と同じよりちょこっと減っているぐらいの金額になっているんですけど、これはどうやって試算されたか教えてもらっていいですか。

○地域ふくし課長　　まず、令和6年度の当初予算が1,701万7,000円、令和7年度今回計上しているのが1,631万8,000円と69万9,000円の減額というところで予算を計上しているところでございますが、実際この令和6年度の決算見込額を試算しましたところ、あらかた1,502万4,000円のところで決算が落ち着くじゃないかというところを推計いたしまして、令和7年度の当初予算からこの決算見込額を差引きしますと129万4,000円の差額が生じますので、そこをニーズが拡大する部分のところに充てていくというふうな形で予算を積算したものでございます。

○委員長　　よろしいですか。

○長尾委員　　すみません、ここは初歩的な話になりますが、この福祉タクシー、たしか月4枚で48枚という話で、市民の方から何かこのいこまいCARと併用になったらサービスが下がったという話を言われたことがあるんですけど、下がっていないですよという確認だけです。

○委員長　　確認ですね。

○地域ふくし課長　　実際、併用登録が可能になれば利便性は上がるというふうに考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありますか。

○野下委員　　177ページの緊急通報装置のところですね。

これは予算で上がっていますが、何件分を計上されるのでしょうか。

○地域ふくし課長　　緊急通報装置につきましては、固定型と携帯型というのがございまして、固定型が従来からある市の持ち物の固定型もあるんですが、その固定型が127台で、新たに業者から貸与するものですね、それが476台、携帯型が全部で18台という形で予算を計上しております。

○野下委員　　なかなか最近は固定電話というのが少なくなってきた、固定電話があるところは緊急通報装置ができますけれども、固定型がないところは

ないんで、この携帯型という形で導入してもらっているんですけど、これ実際的には委託料は一緒ですか、1台。

○地域ふくし課長 固定型と携帯型、値段が変わります。まず固定型の予算積算の考え方でいきますと、従来ある市の持ち物の固定型は1か月当たり539円、業者貸与のものは825円、携帯型の貸出し用が539円。携帯型でも、本人の携帯にそのままアプリ方式でインストールするという形も取れまして、そういった形の方の携帯型が1,980円と、そちらが一番高額になっています。

○野下委員 この携帯型なんですけど、令和6年度の実績だと何台分持っていらっしゃいますか。

○地域ふくし課長 令和6年度の1月末現在の台数で申し上げますと、固定型が616台、携帯型が30台で計646台になっております。

○野下委員 今、令和6年度で携帯が30台ですよ。先ほどちょっとお聞きした令和7年度だと、僕が聞き間違えたか分かりません。携帯型18台分という話なんですけど、これで足りるんでしょうか。

○地域ふくし課長 恐れ入ります、予算積算時において、秋口になるんですが、そのときに携帯型の件数というのが18台だったということで、当初予算はその数で予算計上したんですが、今回30台というところで増えております。固定型と携帯型の中で、一括の委託料の中でやっていただくというふうにお願いはしていくんですが、もしそれに不足が生じるようなことがあれば、補正予算をお願いする中で対応していきたいと。

○野下委員 その場合にはしっかりと対応していただいて、どっちみちこれは非常に重要な装置だと思いますので、補正が必要であれば補正をまた考えてもらうという形だと思いますので、要望ですけど、よろしく願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○土井委員 179ページの難聴の補聴器の補助事業が令和6年度から始まったと思うんですけど、これが増額になっていると思うんですけど、実績として評判がよかったということでしょうか。

○地域ふくし課長 補聴器の補助事業につきましては、令和6年10月からスタートしまして半年間実施をしているところでございます。2月末現在の補

助件数は10件でございます。半年間ということでしたので、その1年分というところで、令和7年度は25件分の予算を計上したものでございます。

○委員長　　よろしいですか。

○須賀委員　　私も、先ほど土井委員が言ってみえたように、いわゆるお風呂ですよね、今の。すいとびあ江南でのお風呂券の助成というか、300円の助成ということで、1年限定ということでやってみえたんですけども、やっぱりこれは高齢者の外出支援とか健康づくりにも非常につながるような内容だと思いますので、もう少し工夫をして、例えば300円の補助を100円にするとか、あるいは今度すいとびあ江南とよく協議して、例えばお風呂とランチを組み合わせたような、そういうイベントを考えていただくとか、そういういろいろな工夫をしていただいて、そういったものが継続して実施できるようにお願いしたいということで要望ですけど、よろしくお願いします。

○委員長　　要望だけ。

ほか、よろしいですか。

○長尾委員　　181ページをお願いします。

シルバー人材センター支援事業ということで、予算的には去年と全く一緒だとは思いますが、何か年々いろんなところからシルバー人材センターに頼んでも受けてもらえなくなったと。人が不足していて受けられなくなったという話をちょっと多く耳にするようになってきましたので、ここの予算が実際に人に対して払われるものではないと、実際は運営に対して払われているものと分かっていますけど、実際令和7年度どれくらいの人がこのシルバー人材センターに登録されていて、どれくらいの活動ができそうなのかと、何か見込みみたいなものがあれば教えてください。

○地域ふくし課長　　シルバー人材センターの会員数でございますが、恐れ入ります、令和4年度と令和5年度の登録人数で申し上げさせていただきますと、令和4年度は288人、令和5年度は少し増えて295人というところで、若干の微増ですが、会員数は増えている状況にはございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

○三輪委員　　175ページの基幹相談事業の委託なんですが、どこに委託で、

相談はどんな方が何人で行っているのか、昨年と人数的に増えたり減ったりしたことがあるかどうかということと、もう一つ、177ページに自殺対策事業というのがあって、この相談員の謝礼が6万円だけということなんですけど、これはどういう体制の相談なのか教えてください。

○地域ふくし課長　　初めに基幹相談事業でございますが、社会福祉協議会に委託しているものでございます。相談員は4名、社会福祉協議会の職員4名で有資格者となります。令和7年からは社会福祉士3名、介護福祉士1名の計4名の実施体制でございます。

相談件数でございますが、主な相談件数は障害福祉に係る相談になりますので、令和5年の実績で申し上げますと、相談件数は1,347件、令和6年で少し下がって、2月末時点で1,094件というふうになっております。障害福祉全般の相談を承るような機関になります。

自殺対策事業でございます。相談員謝礼6万円ということでございますが、こころの相談というところで、西分庁舎で月に1回、布袋病院の精神保健福祉士の方をお招きしまして、月1回、13時から16時まで、第3火曜日においてこころの相談というところを実施させていただいておりますので、その謝礼として1回当たり5,000円の12か月分というふうになっております。

○委員長　　よろしいですか。

○三輪委員　　13時から16時まで5,000円ってちょっと安いんじゃないかと思うんですけど、これはこういう相場なんでしょうか。

○地域ふくし課長　　そうですね、例年こういう形で予算計上しておりますので。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○土井委員　　老人クラブ補助事業について伺いたいんですけど、生きがい推進事業費補助金というのは今までなかったですか。これがどういうものなのかということと、今度34クラブということで、毎年どんどん減っていると思うんですけど、今回減ったクラブではどんな理由でちょっと連合会から抜けられたのかなということをお伺いしたいです。

○地域ふくし課長　　まずは、生きがい活動の12万5,000円ですかね。こちら3市2町で老人クラブ連合会の各リーダーが会しまして、意見交換とか運動

の講座とかをやりながら情報共有を図るという大学講座という講座が、3市2町で輪番制で行われます。令和7年度は江南市が当番市になりますので、それに対する補助というところで計上させていただいているものでございます。

あと、老人クラブ34クラブということで、令和5年が40クラブということで6クラブ減少しているところでございますが、実際各クラブによって脱退理由というのは様々というところがあると思うんですけども、役員の成り手とかそういったところもありますし、あとは老人クラブに入ることによるメリットとか、そういったところも多分あるとは思いますが、理由は一概にはちょっと言えないところはあると思うんですけど、今年度は何とか少し減少に歯止めをかけるというところで、補助額というのを、前年までは基本額2万4,000円だったものを2万7,600円に少し増額するという形で、この3,600円でいうところはあるとは思いますが、市としては限られた財源の中で何とか補助していきたいというところでございます。

○土井委員 ありがとうございます。

限られた財源の中で増額というお話でして、脱退にはいろんな理由があるともおっしゃっていて、お金で止められないところもあるのかなとも思うので、本当に財源が限られているので、違うところの何か補助というか、支援ができるのかというところもまた引き続き考えていただけたらうれしく思います。

○委員長 よろしいですか。

○土井委員 はい。

○委員長 要望という形で。

○尾関委員 今、課長がその団体の存続の部分で、存続ありきでいろいろ御意見というか、お話しいただいたんですけど、そもそも論で市老連が時代に合っている合っていない、もしくは要る要らないというところの協議は進んでいるのでしょうか。

○地域ふくし課長 現状、団体の廃止とか、そういったところの話し合いというのは、今老人クラブとやっているかと言われれば、そういったことはやっておりません。

当課の仕事としまして、地域づくりというところが前提にございますので、老人クラブというのはやっぱり地域に密着した団体でもありますので、何とかそこと連携をして盛り上げていきたいというところがございますので、地域連携という意味では、老人クラブを今後廃止にするのではなくて、何とか活性化させたいという思いのほうが強いところでございます。

○尾関委員　私の認識ですが、老人クラブがなくなるから市老連を退会するわけではなくて、老人クラブを残しながら市老連から出ていくということのほうで圧倒的に多いというふうに聞いていまして、そういう意味での老人クラブはあったほうがというところは同調しますけど、市老連があることの意義をやっぱり検証しないといけない時期が来ただろうと思っておりますので、御検討いただきたいと思います。

○委員長　これも意見、要望でよろしいですね。

○三輪委員　183ページの多世代交流プラザ整備事業の件なんですけれども、これは令和7年、令和8年の継続事業なんですけれども、例えば給食センターが大幅値上げになったんですが、多世代交流プラザについてはこれ以上値上がりというか、この金額で令和7年、令和8年やっていくというふうな契約で値上がりするということはないのかどうかちょっとお尋ねします。

○地域ふくし課長　工事費については、現段階においては今上げるという予定はありません。労務単価とかその辺の改定が示されたときには、補正をお願いする可能性はあります。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　委員外議員からの発言の申出がありましたので、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許可します。

○大薮議員　発言の許可をいただきましてありがとうございます。

ざくっと3点です。

ページ数が179ページですね。まず、難聴高齢者補聴器購入費助成事業について伺います。

ちょっと私が通っているある耳鼻科で、現在の江南市のこの助成の対象になる約束事が少々厳しいのではないかなというようなお話を聞きました。どのような条件でこれが助成金をいただけるのかどうかということをお伺いします。

あわせて、他市町と比較をされたかどうか、これ2点目お聞きします。

それからもう一点、福祉タクシー料金助成事業の中の印刷製本費というのがあります。私のよく知っている方で、四肢に障害のある方、手に障害を持ってみえる方なんですけど、この福祉タクシーを利用するんですけども、かばんとかからチケットを出したりとか書いてというのが大変困難で、できることならばもうスマホに入れるような、そういったデジタルチケットみたいなことにしていただけると、それを開けてQRコードを読んでいただだけでオーケーとか、そういうことができないかどうか、検討されたかどうか、今後検討する余地があるかどうか、以上、お答えください。

○地域ふくし課長 初めに、補聴器助成の対象でございますが、障害者手帳の交付の対象にならない中等度の難聴がある65歳以上の非課税の方というふうになっております。聴力レベル的には30デシベル以上70デシベル未満、中等度のレベルというと、日常の会話が聞きづらいとか、自動車が近づいてくる音というのが近くになって気づくとか、その程度の聴力レベルというふうになっております。両耳の聴力レベルというところで、お問合せとしては、片耳だったらどうだということころは市民の方からお話をいただいているところでございます。

現状は、他市町と比較したかというところ、他市町の状況というのはいろいろ検討した上でというところで行っております。稲沢市がこのような同じような形でやっておりましたので、それに合わせたような形で令和6年10月からスタートしたものでございます。県内の市町におきましては、片耳のところもありますけれども、現状のスタートは両耳でというところからスタートしたものでございます。

福祉タクシーの料金助成のチケットでございます。デジタル、スマホへの

導入というところの検討というところですが、現状デジタル化というところはまだ検討していないのが実情でございます。今の御意見をいただきましたので、今後検討材料の一つとして考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大薮議員　丁寧にあります。

できることならば、近隣市町といっても、江南市の周りには小牧市や扶桑町があります。実はこの御意見をいただいたのは、扶桑町から江南市に越された方が、扶桑町では助成が受けられたのに、ちょっとその補聴器を替えるのかな、よく分かんないですけど、変更しようと思ったら、江南市はこの条件ではクリアできなくて、助成金がないということに驚いたということの御意見をいただいておりますので、近隣というのは、稲沢市は近隣ではないと僕は判断しております。近隣というのは接地というのかな、扶桑町とか小牧市とか、こういった引っ越してくる可能性があるようなところのことを鑑みて一度勘案いただきたいなということを要望で。

あとは、デジタルチケットについても、福祉タクシー、これについてもやっぱり障害を持って大変な思いをしてみえる方がおいでなので、ひとつ御協力のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて介護保険課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長　それでは、介護保険課所管の当初予算につきまして御説明申し上げますので、一般会計予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

下段の14款2項2目1節社会福祉手数料の事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

上段、15款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金のうち、介護保険課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

上段の16款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金のうち、介護保険課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段の16款 2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金のうち、介護保険課所管の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金はじめ 2 件でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明いたしますので、大きく進んでいただきまして、184ページ、185ページをお願いいたします。

下段の 3 款 1 項 2 目介護保険費でございます。

人件費等から186ページ、187ページ下段の介護人材確保等対策事業まででございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 187ページの介護保険等事業計画の策定についてなんですけれど、そろそろ地域包括ケアシステムをしっかりと構築していただけるのかなと思っているんですけれど、そこに向けて実態調査など今までとまた違う調査も必要になるのかなと思うんですけれど、どういったことを想定されているか教えてください。

○介護保険課長 介護保険事業計画の策定でございますが、アンケートにつきましては令和 7 年度に実施する予定でございますが、内容といたしましては実態調査になりますが、要介護認定を持っている方の要介護 1 から 5 の方を対象とした在宅介護実態調査、あとそれ以外の65歳以上の高齢者の方に対しての介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、あとサービス事業者への調査を考えております。内容につきましては、国のほうがまた秋以降ぐらいに提示されてくるかと思っておりますので、そちらを確認しながら進めていきたいと考えております。

○委員長　　よろしいですか。

○土井委員　　包括的な枠組みということで、ほかの課ですとか、ほかの分野との連携というのにも必要になってくるところかなと思うんですけど、そういったところはまだこの計画策定段階では何か連携を考えていらっしゃるのかということはないですか。

○介護保険課長　　計画策定の中におきまして、計画の策定会議委員というのが設置されますが、こちらは関係各課の職員にお願いして参加いただくものになっております。そういったところで連携を図っていきたいと考えております。

○委員長　　よろしいですか。

○長尾委員　　では、介護人材確保等対策事業ということで、これは去年から始まった新規事業でということで、去年の予算書を見れば、予算としては全く同じのが出ているんですけど、去年の内容を見ると、研修を実施した受講料等に対する補助ということであるんですけど、まだ令和6年度の実績はちょっと私たちは分からないので、予算が一緒ということは、去年予想した人数、受講がされて満額使われたから、今年もこの予算になったということでよろしいですか。

○介護保険課長　　介護人材確保等対策事業につきましては、令和6年度が初年度となりますが、19人で1人当たり10万円を想定して予算を組んでございます。今年度計画、所要額といいますか、そういった調査の中でやはり19人の希望がございまして、同じ程度の人数ということで19人を予算としておるものでございます。

　　今、実績につきましてはおおむね出ておりまして、見込みでは18名で、ただ1件当たりの金額はもう少し少なくなっていくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　よろしいですか。

　　では、ほかにありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いてふくし支援課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 ふくし支援課所管分につきまして、該当箇所の説明を申し上げます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

28ページ、29ページの上段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、ふくし支援課所管は心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）、ほか1項目でございます。

少し飛びまして、38ページ、39ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、ふくし支援課所管は特別障害者手当等給付費負担金、ほか3項目でございます。

次に、同じページの下段から次のページの上段にかけまして、3節生活保護費負担金で、生活保護医療扶助費負担金、ほか7項目でございます。

次に、41ページをお願いします。

41ページの中段やや下をお願いします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金で、ふくし支援課所管は地域生活支援事業費補助金でございます。

次に、42ページ、43ページの上段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金で、生活保護費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款3項2目1節社会福祉費委託金で、ふくし支援課所管は特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

次に、その下、2節生活保護費委託金で、支援相談員配置経費委託金でございます。

次に、48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、ふくし支援課所管は障害者自立支援給付費負担金、ほか2項目でございます。

次に、同じページの下段、3節生活保護費負担金で、生活保護費負担金、ほか2項目でございます。

次に、50ページ、51ページの下段をお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、ふくし支援課所管は特別障害者手当等支給費補助金、ほか4項目でございます。

少し飛びまして、56ページ、57ページの最下段をお願いいたします。

16款3項2目2節生活保護費委託金で、ホームレス実態調査交付金でございます。

次に、58ページ、59ページの中段をお願いいたします。

16款4項1目2節生活保護費交付金で、社会保障生計調査交付金でございます。

少し飛んで、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、ふくし支援課所管はデジタル基盤改革支援補助金、ほか1項目でございます。

続いて、歳出について御説明を申し上げます。

186ページ、187ページの下段をお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費で、人件費等から197ページの下段まででございます。

次に、少し飛んでいただきまして、246ページ、247ページの中段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、生活保護事業から251ページ下段まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　地域生活支援事業の扶助費の中で、重度障害者（児）日常生活用具給付費というのがあります。これはちょっと議会でも取り上げておるんですけど、医療的ケアの必要な方で、在宅で医療的ケアをしている方で停電とかになったときに困るわけですね。発電機とかそういったことをこの中に入れるところもあるんで、これの予算がついているという話は聞きましたが、もうちょっと詳細を教えてください。

○ふくし支援課長　野下委員と三輪委員から発電機などの御質問をいただきました。

野下委員、今おっしゃられたように、この重度障害者（児）日常生活用具給付費の中に、新たに発電機や電源、バッテリーなどが予算計上されて含まれております。この中身でございますが、まず発電機でございますけれど、まず10個分の予算計上が、あくまで予算上の数字でございますが、発電機の上限金額10万円を予定しております。次に、人工呼吸器用のバッテリー、これも予算計上しております。こちらも10個分で、金額の上限額が10万円でございます。次に、人工呼吸器用に限らず、外部バッテリーということで、そのほかにもバッテリーを使う場合があるかと思えます。こちらも10個分の予算計上をしております。こちらは上限額は5万円としております。

○委員長　　よろしいですか。

○野下委員　　もう導入している自治体もあると思うんですけども、そういったところと比べて、江南市の場合は、今のこの給付金というのはいかがなんでしょうか。

○ふくし支援課長　　今回計上しましたものについては、県内の他市町の状況もよく調査した上で行っております。金額の上限額ですとか、そういったものについても他市町と同等レベルというふうに思っております。

○野下委員　　この議会が終わって予算が可決されれば執行されますが、やはりこれはこの前の委員会と団体との意見交換会の中でも要望で出ていますので、これはしっかりと周知をしてほしいと思います。黙っていると分かりませんから、何かの方法で周知をしっかりとしてもらって、そして必要な方が見えると思いますから、利用できるようにこれはお願いしたいと思いますから、この点よろしくお願いしたいと思います。

○委員長　　御要望でよろしいですね。

ほかにありますね。

○三輪委員　　197ページに、障害福祉計画等策定事業の中で、障害福祉計画策定事業と障害者計画策定事業と2つあって、どうしてこれが2つ要るかなということと、その障害者計画のほうは令和9年度から令和17年度というすごい長い期間の計画なんですけど、どうしてこういうふうな長期、順番情勢が変わってくると思うんですけども、上の福祉策定のほうは令和11年度までになっているんですけど、違いがあるのはどうしてかというのを教えてく

ださい。

○ふくし支援課長　　まず、上の障害福祉計画策定事業でございます。こちらは、現在障害福祉サービスがいろんな種類ございますけれど、こういったものの支援の現状だとかを把握したり、それに基づいて受給の状態ですね、その辺を把握した上で、この３年間、令和９年度から令和11年度にかけてどれくらい増加していくか、どれくらい需要と供給があつて、必要か足りないかというのを計画していきます。その中で確保策ですとか、そういったものをこの障害福祉計画の中で策定していきます。

その下の障害者計画のほうでございますけれど、こちらのほうは委員おっしゃられたように計画期間が長くなっております。９年間となっております。この障害福祉計画の、３年間の倍数となっておりますけれど、こちらの長期の計画というのは、そもそもの現在の障害者の福祉施策が今後どのように変わっていくかですとか、どのようなことが見込まれるかというのを長期にわたって研究しながらそういったことを、どんなことが今後必要になってくるかというのを計画していくようなものでございます。そうした観点から、長期の計画となっております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

○土井委員　　249ページの生活保護システム運用事業のところ、システム利用料1,059万6,000円というのは令和６年度はなかったと思うんですけど、こういったものをお願いします。

○ふくし支援課長　　この生活保護システム運用事業の役務費の中に、システム利用料1,059万6,000円というのがございます。こちらは、令和８年３月までにシステムの標準化というのが、国のほうで進められますが、この主な内容というのは、ガバメントクラウドにシステムを乗せて運用していくというのが一つの大きな流れになっていますが、そのガバメントクラウドの利用料というふうになっています。ガバメントクラウドの実施事業者というのは、主にアメリカの事業者が多いんですけど、その中のアメリカのある一つの事業所のガバメントクラウドを利用するというものでして、４月から３月まで12か月分を予算計上しております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかによろしいですか。

○野下委員　　今の関係とよく似ているんですけど、249ページでいいですか。

生活保護の扶助費の金額が出ていますけれども、これは令和6年12月定例会で生活保護の500万円でしたかね、補正が組まれています、人数が増加ということで。こういうことは、令和7年度についてはどういうふうに加味されているのか。途中で多くなっているケースがあるんですけど、こういうのは前年度に対してこういうケースがあるんですけど、令和7年度については、生活保護については何かそういう部分では考慮されているんでしょうか。

○ふくし支援課長　　生活保護については、傾向としては年々受給者のほうは増えている状況でございます。今回、扶助費として医療扶助費、介護扶助費、生活等扶助費ということで3項目ございますけれど、この扶助費については前年等からの増加の見込額を考慮しまして、今回令和7年度の予算を計上しております。これはあくまで過去からの増加率などを考慮しているだけのものですので、実際にはどれぐらいの方が新たに受給者になれるか、どれぐらいの方が廃止になれるかというのは、やってみないとちょっと分からないところではございますので、年度の途中で、もしかすると扶助費が足りなくなる可能性は出てくるかもしれないというふうに思っております。

○野下委員　　そうですね、当然生活の実態とかこの社会の情勢によってニーズも変わってくるんでしょうけど、今のお話ですと、前年度の人数も加味しながらという話ですけど、令和7年度というのは生活保護の方というのは何人の予定でこれを組んでいらっしゃるのでしょうか。そういうのは分かるんですかね。

○ふくし支援課長　　申し訳ありません。人数で積算していなくて、伸び率で計算しているので、人数では計算していないということです。

○野下委員　　そういうことですね。

○委員長　　よろしいですか。

○野下委員　　分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、議事の途中ですが、暫時休憩します。

午前11時58分 休 憩

午後 1 時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号の審査の途中ではありますが、事前にお伝えしておりました時間となりましたので、請願第9号を審査していきたいと思いますが、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 それでは、議案第35号の審査の途中ではありますが、請願第9号を審査していきたいと思います。

まず、当委員会の傍聴の申出がありました。

傍聴については、委員会条例第18条の規定により委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可したいと思いますが、御意見はありますか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

請願第9号 江南市学童保育の待機児童解消を求める請願書

○委員長 それでは、請願第9号 江南市学童保育の待機児童解消を求める請願書についてを議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第9号、令和7年3月4日受付。件名、江南市学童保育の待機児童解消を求める請願書。

請願者、江南市大間町新町97番地1、学童保育と子育てを考える会、代表 東 麗子、ほか1名。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子、津田貴史。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

江南市学童保育の待機児童解消を求める請願書。

請願趣旨。

2012年に改正された児童福祉法では、学童保育の対象を「小学校に就学している児童」と定めました。そして、学童保育は、各市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました。江南市は2017年、4年生までの学童保育を実施。しかし待機児童がありました。その後2022年、6年生までの学童保育を実施しました。近隣市町村から遅れての実施です。しかし、このときも多く待機児童が発生し、夏休みまでに解消できていません。2022年・2023年ともに全国1,741自治体中、ワースト順位の100位までに入るほどで、不名誉な実態になっています。

今年も次年度の入所決定時に多くの保留が予想されます。夏休みまでにある程度の解消を図るものの、5、6年生の待機が解消されません。深刻なのは、通年利用の待機児童が存在することです。5、6年生といえども、毎日子供が1人で家庭にいと保護者は心配で安心して働けません。また、夏休みを中心に長期利用の待機について入所の可否決定が遅いため、仕事の計画が立てられなかったり、仕事を辞めたりするという状況もあります。保護者が安心して働き続けること、子供の安全で健康な生活を保障するために一刻も早い解決が必要です。待機を解消するには人材確保が不可欠です。安定的な人材確保に向け、短期だけでなく常勤で働く支援員を増員することや、40人以内のクラス設定にして、支援員と子供たちが信頼し合って学童保育を進めていけるようにしてほしいと思います。「子育て先進市」「誰一人取り残さない」と言うなら、江南市の責任で子育て支援事業を実施してほしい。

こうした趣旨から、以下の事項を請願します。

請願事項。

1. 保護者が安心して働くことができるよう、学童保育の内容を充実させて待機をなくし、6年生まで利用できるようにしてください。長期利用を保留になった場合、遅くとも6月までに決定し連絡してください。

2. 子供たちに適切な遊びや生活の場を保障するために、1クラス40人以下で保育をしてください。そして、子供や職員全体を把握できる常勤支援員

(1日6時間勤務)を配置してください。

以上です。

○委員長 この請願について、意見陳述の申出がありました。

意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるとなっております。

また、陳述出席者については、3名を希望されています。

意見陳述を許可したいと思いますのですが、御意見はありますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようですので、意見陳述を許可します。

それでは、陳述者の方、移動をお願いいたします。

それでは、陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方は、お一人をお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人(新井) 陳述する前に、請願の中のワースト100についての資料がありますので配らせていただきたいのですが、どうでしょうか。

○委員長 ただいま陳述者の方から資料を配付していただけないかと要望がありました。これにつきましては、この場だけの参考資料として皆さんに配付しようと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 それでは、事務局から配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○陳述人(新井) ありがとうございます。

私は、市内在住の江南市学童保育と子育てを考える会の新井英子と申します。本日はこのような機会を設けていただきありがとうございます。

本会は、保護者からの悲痛な声を聞く中で、2016年に立ち上げました。当時のその声は、申し込めばすぐに入れるようにしてほしい。学童保育料の値上げはやめてほしい。対象学年を6年生まで拡大してほしいなどでした。そ

して、それらの声を市長へ要望することから始めました。

2017年4月25日の第1回懇談会は、当時の副市長、総務部長、健康福祉部長、子育て支援課長に出席をいただき、会からは議員を含む7名の参加で行いました。約8年前ですが、この頃から支援員が不足しているとの答弁がなされています。

その後、7回懇談をさせていただき、現在は法改正があり、6年生までの受入れとなり、施設面では古知野北小学校区にはにじいろ会館ができたり、古知野東小学校区は学校内に建物ができたりと、部屋の解消につながった面もありますが、いまだ毎年待機児童が発生しています。

今回、学童保育を申込みに行かれた方が、職員から、来年度高学年になる子は利用できない可能性があるのので了承してください。塾やファミサポを利用してはとか、学童保育は保育なので、高学年は保育の対象外ですと耳を疑うような対応をされたそうです。その保護者は、結果が届くまで不安だと言ってこの会に訴えられてこられました。

そして、結果は保留。保留とは、今は入所できない、入れるようになったら連絡するが、いつになるか分からないというお知らせです。そのお知らせが134人もの方に届いたのです。

子供を1人、家に置いては安心して働きません。特に夏休みは1日中なので、仕事を辞めなくてはいけない、働く時間を短くしなければならないという方も出てくると思います。子供たちの中にも、学童に行けないから不安だと話している子もあると聞いています。

この状況を、議員さん方はどう考えられますか。

支援員の募集をかけてもなかなか見つかりませんと言われますが、近隣市町ではほとんど待機が出ていないとのこと。支援員を確保する方法は何かあるはずです。ぜひ、保護者が安心して働き、子供たちが健やかに育つ環境を整えるために、学童保育の待機がなくなるよう、議員皆様のお力をお貸しください。

この請願の採択をお願いします。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

これより委員から陳述出席者の方への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。

ただし、陳述出席者の方々から委員の方への質疑はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の方から質疑がありましたらお願いいたします。

○長尾委員 ではお尋ねしますが、今お話しいただいた中で、何か支援員を増やす方法はあるはずですよと言われたんですけど、具体的にどういうことをすれば解消できるとお考えでしょうか。

○委員長 どうぞ。陳述者の方、どなたでも結構です。

○陳述人（新井） あるはずですよというのは、近隣市町ではそういうことが結局なされているということだと思えるんですね。どういう方法を取られたかは分からないんですけども、人材は確保されているという意味でお答えします。

○委員長 関連のほうがいいですかね。

○長尾委員 では今、近隣市町がそうされているということなんですけれども、当然だけど、江南市の置かれている環境と、当然、住まわれている方の環境であったりというのも違うというのもあるし、江南市も、職員の皆さんも、当たり前なんですけど、サボっているわけではなくて、そういう近隣町でうまくいっている事例というのもしっかり調査されて、それで、やっているかというのは、今の発言だとしていないように聞こえるんですけど、その点についてはどういうふうにお考えですか。

○陳述人（新井） あまりにも待機児童が多過ぎて、それをお尋ねすると、部屋は、空き部屋はあるみたいなんですけれども、人材がないというふうにいつもずっとそういうふうにお答えをされている。自分たちもやっていないわけではない、ちゃんと募集をかけているんですけど来てもらえないんですというふうに聞いています。

でも、働き方とか、時給を上げていただきまして、そのために扶養から外れるから辞められた方がいるというような感じだと思うんですけども、大口町の方に聞いたら、大口町もアップされたんですけど、それで扶養から外れるのはちょっと困るので、私はじゃあ週5で働くようにしますというふ

うに、もっと働く時間を延ばされて、結局辞められなかったという話も聞きますね。

だから、その大口町では自分から辞めるという人もいないので、そんなに募集もかけなくても済んでいるのかなというふうに思うんですけれど。

○委員長　　よろしいですか。

○陳述人（岸川）　　働いている人も、働きやすい、働き続けたいという状況はすごく必要だと思うんですね。なので、やっぱり時間が長くて困るという人は、そのように短い時間で働ける、それから、じゃあもっと時間を増やして、たくさんというか、給料が増えても大丈夫というふうにしてもいいから働きたいという人、いろんな方が見えると思うので、そういうのをきちんと調査・把握されて、本当にこういう時間帯の人たちの中でどういうふうにやっていけられるのか、それから、もっと必要な数はどれだけ要るんだというようなことを、もっときちんとできるのかなという、本当に言うのは簡単でごめんなさいね、思うんですけれども、どうなのでしょう、分かりませんが。

○委員長　　同じ。では陳述者の方、どうぞ。

○陳述人（東）　　知り合いの方で、名古屋市の学童で8年働いたという方がいらっしゃるんです。その方はやはり、常勤で働いていて、働く時間が長いので、若くてもきちんとした収入になるし、そのときに、常勤と、それから短期時間で働く方とが日々の子供さんたちの内容を交流し合いまして、そして子供さんの様子を交流し、共有し、そして何か問題があったら、その常勤、短期で働いている人と問題を解決していくというような方法で、その職場に定着できるような形で働いていたという経験のある方からお話を聞きました。

やはり毎年毎年何割か辞めるというような状況で、うちの近所で働いていた方も、学童ってすごく大変なんだよねということをまず真っ先に言われるんです。だから、支援員さんが働きたいと思っても、やっぱり退職後の方を採用されたり、それから一時的にはシルバー人材センターからも無資格の方を配置されたりして支援員として働いてもらうということもあったんですね。

ところが、シルバー人材センターの人は、最初の話と違って、子供さんと交流ができると思っていたら、私は後から入ったからトイレ掃除ばかりだ

ったと、そういう方もあるんですね。

そして体調を崩されて辞めてしまったということもあったので、やっぱり支援員さんを見つけることも大事、それから、その見つかった支援員さんが働きやすい環境で長く続けていただけるような方法を取らないと、子供たちにとっては、また今度違う支援員さん、また今度違う支援員さんということになると、なかなか子供さんたちと支援員さんの信頼関係というのをつくっていくのはとても大変なことなので、見つけた人が辞めないような、毎年2割、3割辞めるようなことがないような、そんな支援員さんへの取組というか、そういうのをしていただきたいなと思います。

やっぱり個々の支援員さんの状況が違うので、個々の支援員さんに合った支援、それこそ市役所の支援方法を考えていただけるとありがたいなと思います。

○長尾委員　私も事前にこの話を聞いて、職員とか今の現状等を、逆に市側の職員側の立場としてどういう対応をしているのかということを知っているんですけど、今言われたことは、職員側からするとやっているんですね。

だから、あたかもやっていないかのような形で今話をされましたけど、やっていて、先ほどありました時間単価を上げたことによって働けなかったという形で、それに関しても、時間を短くするとか、その皆さん、支援員の方たちの働き方が働きやすいようにという考慮もして、配慮もしてやっているんだけど、それでもそろわないという状況があるということを言われているんですけど、だから、あたかも今のお話だと、何か全然何も江南市かやっていないような言い方に聞こえたんですけども、それを考慮して、だからこそ、また最後に言われましたように、そこを考えていただいてやってほしいって言われたんですけど、じゃあ何をすればいいのかって、私も全然今、話を聞いている中で、次の一手に何をすれば増えるんだろう、何をすればこの解消に向けた人数を確保できるんだろうというのは全く手当てが思い浮かばない状況なんですけど、だから最初に、どういう手段を取ったら解消できますかという質問をさせていただいたんですけど、そこが漠然としている状況だと、結局堂々巡りで、先ほど言ったように賃金も毎年毎年上げている、愛知県の最低賃金を御存じですよ。その中で江南市が幾ら出しているかとい

うのも御存じだと思うんですけど、でも解決策が見つからんことには、これってどれだけ言っても、言うのは簡単に言えますよ、先ほど言ったように、簡単に口頭で言えるんですけど、じゃあという、そのアイデアがないとやっぱり実現できない話なので、そこを一緒に考えるというのが筋であって、一方的に言うだけというのは、私は何か違うような気もするんですけど、それについて、言われていますけど、何かいいアイデアを出す方法ってどう話し合うとか、アイデアが出てくると思いますか。

○委員長　意見について全てお答えにならなくても結構ですので、お答えになれるところだけお答えいただければ結構ですので、陳述者の方どうぞ。

○陳述人（東）　ちょっと的を射ていないかもしれませんが、ただ、13か所ある学童保育所は全て定員が100人超えて、多いところは200人ということですね。

普通ですと、例えば保育園でしたら責任者として園長、主任などフリーの保育士という方が配置されたりします。そして、学校であれば校長、教頭、それから校務主任というクラスを持たないいろんな管理職の方が、クラス担任やフリーの先生をバックアップしていくという制度が確立できています。

にもかかわらず、短期の支援員さんだけで、そして13ある学童保育所全ての責任者は1人だけだという実態で、いろんな問題が起きたときにどのように対処できるのかということは、自分もそういう職場で働いてきた経験からして、これは大変な思いをして毎日働いていらっしゃるだろうということが想像できます。

そこから見たら、本当に責任を取れる、責任を持って運営できるという方が各学童に1人ずついないと、何か起きたときに、誰がどうする、こうするって言っても責任が取れないということは本当にあると思います。そういった重い責任も一方ではあると思います。

なので、ここで言う常勤的にその学童保育所に来ている子供さん、保護者、昨日はどうだった、今日はどうで、明日はどうするかという責任を持てるような支援員さんが、各学童保育所にそういった責任を持てる方が誰も配置されていないということでは、本当に手足となって動きなさいよって言われるだけでは、その現場にいて、現場でどんな状態だったかを判断して、そして、

こうしたらどうか、こうするかというふうにやり取りしながら解決していけないということは一番のネックになるので、もう少し「こどもまんなか」の世界、「こどもまんなか」の政治をつくる、市政をつくるということであれば、私は子供たちを真ん中にした、本当に子供が成長できる場をつくっていくためには、大人のそういった責任ある配置、態度、学習、そういったものが必要になると思いますので、キャリアアップのために県の研修に行ったりとか、そういうのも時間で保障するということは当然なきゃいけないと思います。

無資格の人には、働いていただきながら、そういうキャリアアップの講習を受けながら、自分自身も成長させながら、そして自分のやっている仕事の内容は、未来を背負う子供たちの成長のための一翼を担っているという思いを持っていただきながら働く、全然それがないのと、だけではいけないというふうに私は思います。

すみません。的外れかもしれないけど。

○委員長 請願の中に沿った内容の話をできたら、請願の内容からは、関連はしているんですけど、ちょっと大分ずれていますので、すみませんが、簡潔明瞭でお願いします。

あとほかに。

○尾関委員 請願の内容の中で、安定的な人材確保ということで、ここが解決できないと待機ゼロを目指せないだろうというところは承知の上でございしますが、その中で、江南市の責任でやりなさいよ、これも当たり前のことだとは思いますが。

ただ、その中の手法として書かれていないこととしてお聞きしますが、その江南市の責任として民間委託するということも十分に考えられる、なぜこれを言うかということ、待機児童ゼロの小牧市は民間委託していますよね。春日井市もしていますよね。お隣の各務原市も民間委託していますよね。それは時代の流れって言っちゃいかんのですけど、今のその公共、役所の置かれた立場で人集めがうまいことっていないというところの結果論として、そういうところに頼っているということがございます。

この請願の中にはないんですけども、皆さん方の腹のうちに民間委託と

いうものも十分に考慮していいよということをお考えかどうか、お尋ねいたします。

○委員長　これに関しても、お答えできる場合はしていただければ結構ですので、難しければ、特に。

よろしいですか。

○陳述人（東）　議員さんの議会での取組を見ると、民間委託という意見が多いということは承知しております。

2024年に出されました国からのパッケージの中に、2025年に対して待機児童を解消する場合には、そういった100人超えの待機児童を解消する場合の補助金を、民間委託にしたら出すという項目が1つあることも知っておりますが、そうすると補助金を申請する場合は一番簡単なのかな、手っ取り早いのかなというふうには思いました。

しかし、実際に名古屋市のとワイライトやとワイライトルーム、そして民間活用などを見ますと、利用者の要望によっては1か月10万円費用がかかる、8万円かかる、最低でも3万円かかるというような事態が出る。春日井市は3年生までの学童にして、4年生以降は市役所で見られませんかということで民間に委託しましたが、春日井市の場合には、市で利用していた料金が3万円であって、民間で利用して4万円だったら、必ず1万円は市が補助金として出すということなんですね。

そういうことだったら、市として最後まで、民間委託に出すに至るまでの間に、市として最低限、待機を解消していく努力をしないで民間に丸投げするというのは、地方自治から見たら、自治体職員の仕事を私は放棄しているみたいに感じちゃうなというふうに思っちゃったんですけど、だから私は、最後まで握って離さない、最後まで努力する、やれることは全てやりながら、どうしてもというときは広く利用者にも声をかけるということが必要だなということで、あえて私たちの口から民間委託でいいということは言いたくありませんので。

○委員長　よろしいですか。

○野下委員　1点、ちょっとお聞きしますね。

請願書の中に、40人以内のクラス設定にしてという言葉があります。40人

以内のクラス設定にしてということは、江南市はこの学童保育というのは、40人以上をそのところで保育をしているということになるんですけど、これ本当ですか。

○委員長 陳述者の方、分かるようでしたらお答えいただければと思います。

ではよろしくお願いします。

○陳述人（東） 江南市の場合は、40人以内、40人を2人の支援員でという、国が最初に出した基準を確保していただいています。

ただ、それで、その後に、2022年に参酌すべき基準というふうになって、40人以下でも、1人でもいいよというのが出たんですけども、それは過疎とかで子供の数が少ない、利用する人が少ないというところなどはそういう場合もあるって言うんですが、江南市の場合は待機にあふれていますので、それをきちっと守っていただいているというのは大変ありがたいです。

ただ、実際に、これは聞いただけで私が確認したわけではありませんが、40人・40人のクラスにもかかわらず、間仕切りを取って、80人を2人・2人の4人の支援員で保育しているというところもまれにはあるようです。

そうすると、それは子供の、特に低学年の子供さんは、広いところがあれば走り回りたくなるのは子供さんの当然のエネルギーだと思います。なので、わざわざそういう環境にせずに、1クラスは40人までで、例えば80人いるんだったら、本当だったらもう少し人数を分けて、3クラスぐらいにして、1人の支援員は問題が起きたときに応援するような形にできると理想かなとは思いますが、今、江南市ではその40人を守っていただいているので、そこからわざわざそういうふうに大きくしたりしないということを、50人だったら2部屋に分けて、1人・1人でもいいから1人のフリーをつけて、3人で学童保育ができるようにということをお願いしたいということで、ここにわざわざ、あえて述べました。

○委員長 よろしいですか。

○野下委員 ですので、江南市の場面は、そういう基準は、ちゃんと40人に対して2人の支援員を出してみえるということは認識はしていただいているということですのでよろしいですね。

○陳述人（東） はい。

○野下委員 私思うんですね、この学童保育の待機をなくそうとすると、1つは支援員の増員、もう一つは支援員を増員するということは教室も確保しなくちゃいけないと思います。全部なくそうとするとね。

おっしゃったように、江南市の場合は、この学童保育の施設については宮田小学校、それから布袋北小学校、当初は体育館の本当に何か控室みたいなところとかでやっているところからスタートしているんですね。非常に環境が悪いから、今はそれぞれ宮田小学校、それからあと布袋北小学校は別の建物を造ってもらって、そこで今やってもらっている。古知野南小学校も新しくそれを造ってもらっています。布袋小学校、ここは非常に教室も少ないということで、低学年と高学年を分けて、新しくこの施設も造ってもらっている、御存じのとおり。

ほかでもあるかも分かりませんが、ここまで、今、こういうふうに、そこに投資をして、私は議会でも質問するんですけど、行政としては、私は教室の面ではやるところはしっかりやっていると思います。要望もしてきました。

それからあと、支援員については、やっぱり支援員不足というのが課題なんです。時給、これも上がっています。それから働く曜日、これも少し改善をしてもらっています。

それでも、あと人材派遣に頼るしかないという、究極のところについているんですけど、それでもなかなか集まらないということになると、行政的にこれ以上何ができるかというところはなかなか難しいと私は思っているんです。努力し、やっぱり一生懸命やっていると思うんですよ。

だから、その中の一つの方法として、それは嫌だとおっしゃるけど、民間のやっぱり協力を得ながらやって、そして江南市としての待機児童でいくなれば、待機児童をしっかりと解消するというのはいつの私は方法だと思います。それを嫌だとおっしゃるんだったら、もうどうしようもないんであらうと私は思います。

○委員長 よろしいでしょうか、御意見という形で。

特に質問ではないですね。よろしいですね、御意見で。

○野下委員　さっきのは聞いたので、40人ということは認識していらっしゃるけどわざわざ書いてみえと。

○三輪委員　やっぱり実際に保護者の方ね、本当は今日来たかった方もあったかもしれないんですけども、本当に困っているという声だとか、あと、この6月までに決定して連絡してくださいというのが一つあるんですけども、その点についての声、何とか早く決定してほしいというような声で聞かれていることがあれば教えてください。

○委員長　陳述者の方、どうぞ。

○陳述人（東）　実は、昨年から学童保育を考える会でビラを配布しているんですけども、そこにQRコードをつけまして、アンケート調査もしております。そこにたくさんの利用者の方から声が入りましたので、議員の皆さんには昨年、そのアンケートの結果を全部お渡ししました。

そして、今年はまだこれから行うんですが、私のほうにあった連絡があまりにもすさまじかったので、私もその内容をちょっとノートに掘り起こしたんですけども、保護者の方からこんな話が来ていまして、実際に先ほど陳述しましたように、申込みに行ったときに、5、6年生は保育じゃないと言われたり、それから、その地域によっては入れない地域があるというふうに言われていて、そして実際に2月になったら保留という結果が来たことに対して、とても気持ちが落ち着かないということで、ざわざわしているということを連絡してきた保護者の方があって、今やっていることは、4月からの勤務形態を、保留になったからといって立ち止まるわけにはいかないから、会社に相談している。そして江南市に住んでしまった悔しさと、学童が利用できない絶望感、そういう中でも4月からのことを考えたら立ち止まっていられない。今やっていることは何か。娘たちにGPSを持たせ、携帯電話をランドセルに忍ばせ、合い鍵を作り、周りを確認してからドアを開ける練習をし始めました。

○委員長　すみません。質問に対して、6月までに決定してほしいという…。

○陳述人（東）　その親の意見として、そういうことが出されてきたんです。

○委員長　その部分をちょっとやっていただけませんか。すみません。

○陳述人（東）　　それで、その親御さんは、不審者に入り込まれたら鍵つきのトイレへ逃げることも練習している。でも、2人子供さんがいて、どちらか逃げ遅れても立ち止まるなど言ったら、娘たちは泣いていましたと言って、私もその話を読んだら泣けてきちゃったんですけど、それからもう一人の方は、上の方が2年同じような扱いで利用ができなかった。布袋の一番南の住まいなのに、藤里まで行きなさいということで、実際には行ったり、練習したりしたけど、仕事の時間に間に合わないので諦めた、2年そういったことが続き、非常に下の子供さんのときにも大変な思いをしているので、子供さん自身が、ママがそんなに苦しいなら1人であることを我慢するから学童を利用しなくてもいいよというふうに娘さんから言われたということが、とても本当に残念だというふうな連絡が入りました。親御さんはそういうふうに感じていらっしゃるようです。

○委員長　　いや、6月までに決定してほしいということに対する回答のほうを。

○陳述人（新井）　　夏休みが7月21日からですけれども、そのときは7月に入ってからしか連絡が来なくて、もうこの方は、もうそんな遅くては仕事の変更もできないので入れませんでしたという話があったので、それではいけなくて、きちんと6月ぐらいまでにおっしゃってもらえれば何とか対応できたんじゃないかということで、早めをお願いしますという意見がありました。

○委員長　　この6月までにというのは、6月末までにでよろしいですか。それとも6月中にということですか。

○陳述人（東）　　最低ですね。

○委員長　　最低6月中、7月に入ったらという今お話でしたので、6月の末までに連絡がほしいという。

○陳述人（東）　　本当は7月からの勤務体系は6月に決めるので、そんな6月末だと勤務体系は決まっていると思います。

○委員長　　そうですね。

分かりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、よろしいですか。ほかに質疑はありませんでしょうか。

○陳述人（東） すみません。議員に対するのでもいいんですか。

○委員長 駄目です。

この後の議員は意見を述べ……、はい。

では、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、陳述出席者の方は傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

御意見をお願いしたいんですけれども、では、須賀委員から順番にお願いできますでしょうか。

○須賀委員 じゃあ、私から、今もう野下委員も言ってみえたように、学童保育については、うち今、門弟山小学校なんですけど、昔は体育館の横の小さなところでやっていたんですけど、きちっとした学童保育所も造っていただいて、一生懸命取り組んでいただいておりますことは十分承知しております。

待機児童については、人材派遣ということで、かなり時給の高い、そういう人材派遣会社に頼んで派遣をしてもらっていると、いわゆる支援員が集まらないということで、それによりゼロにはできないかもしれないですけど、ある程度、解消のめども立ちつつあるんじゃないかなあと私は感じております。

それとあと、本来であれば、それは常勤職員を採用してやればいいことはもちろんそうなんですけれども、他市町のように児童館が併設されておれば、その間、児童館で勤務というような方法もあるんですが、江南市ではそういったこともできないので、ちょっと難しいんじゃないかなあとということで、常勤職員を増やすというのもちっと取れないなあというふうに感じております。

最終的に民間委託というのが最終的な方法になっちゃうんですけど、そこに至る前に、今まだ担当課のほうで一生懸命努力していただいておりますので、学童について、市はこれまでも十分に努力をしていただいておりますというふうに私は思っておりますので、この請願を採択をしてまで、努力が足りないと、要するには思っておりませんので、この請願については不採択とさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 では、野下委員、お願いします。

○野下委員　先ほど申し上げたような形ですけれども、市が本当に、手を尽くして、手を尽くして、なかなか人材的なところも、それから施設については何とか知恵を絞って、できる環境もつくってもらっています。それもしていないということであれば、これはもう別の話ですけど、そこまで一生懸命やってもらっていますので、さらにこれから努力してもらわなくちゃいけないんですけれども、それも全部否定されるようであれば、これはちょっと考えなくちゃいけないなと思っていますので。さっき申し上げた形で、やっぱり江南市が待機児童をなくすには、公的なことと、民間という形で、やっぱり力を合わせてやっていくしかないんじゃないかなという気はしていますので、請願を今日いただいていますけれども、請願者の皆さんも、ちょっとその辺も考えを一部していただければありがたいと思いますが、そういうことも踏まえて、今回のこの内容の請願については不採択という形にさせてもらいたいと思います。

○委員長　では、尾関委員、お願いします。

○尾関委員　今回の請願に際して、いろいろと私も子供がいますので、親目線で考えました。そんな中で、手を尽くしてもこのような事態が起きてしまうということは、やはりその核家族化と、あと女性の社会進出といいますか、うちの妻もそうですけれども、働くのが当たり前の時代になりましたので、その辺りでいろいろと弊害が出てきてしまったなあというところは痛感しておりますし、同調もできる部分はたくさんあります。

ただ、私、親としても、例えば自分でできることとして、自分の実の親の近くに住んでみようとか、私なりににも努力をしたことがあって、学童に入れないようにしたとか、逆に学童がいっぱいだから、そこで自分の子供が学童で当てはまって、ほかの人が入れなくなることを避けたいという自分なりの努力も私もしていたので、行政もまだまだ足りていないところはあるということは重々承知ではありますが、ただ、やっていなくて足りていないというところではございませんので、さっきのお二方と同様に、この請願は採択に至らないということでお願いいたします。

○長尾委員　では、結論からいいますと私も不採択です。

理由は先ほどから言っているように、皆さんも言われていますね、市の職

員の皆さんも一生懸命やられています。愛知県の最低賃金、先ほど言いましたけれども、それをかなり上回る金額で採用のほうを、募集をかけているにもかかわらず来ないという状況であるということです。

先ほど尾関委員も言われましたけど、私も実は子供が小学校へ行っていたとき、もう3年生から自宅です。あえて申し込まないようにしました。それはもうあふれているというのもあって、ほかにもっと必要な方がいらっしゃるんだろうということで、あえて引いて、私は偶然ですけど、父親がまだ元気で、車に乗って10分のところにいたので、それで毎日のように実家に行ったり、もしくは祖父母が自宅に来て時間まで見ていただくというような形で、自助努力をいっぱいしました。だからからといって増やさなくていいと言っておるわけじゃないんですけど、繰り返しになりますけど、一生懸命募集をかけているんだけど、現状集まらないという状況です。次の対策が私は思い浮かびません。

そのような中、自分がアイデアを出せないのに、解消しろ、解消しろと言うのはちょっと自分としての言葉としては無責任な発言になるというふうに思っています。

また、話変わりますけど、請願事項の2番の話です。40人以下に今現状できているにもかかわらず40人以下にしてくださいという、ちょっと請願の趣旨と、ちょっと書いてある内容がそぐわないというところも非常に気になるころではあります。

また話は変わりますが、口頭で言われたところで、常勤の支援員を入れてほしいと、確かにそういう話はあると思います。そこだけ出されるのであれば、私も賛成してもいいかなあと思ったんですけど、そうではない、全く違うところの話があるので、そうすることで質が上がるという面では、やれる対策の一つかなあというのはありますので。

ということで、それらの話を総合的に加味した判断として、不採択でお願いします。

○土井委員　私も子供のいる保護者ですので、まだうちの子たちは保育園に入園するかしないかというところなので、先ではありながらも、でも今からもう1年生になったらどうしようということは不安に思いますので、こうし

た趣旨で請願を出されるというところ、思いはよく分かります。

ただ、江南市のほう、市のやっぱり人材不足というところで、今年度2,300万円予算をつけて何とか確保しようと必死に施策を進めていただいているところです。

質の向上というところも、ちょっと定員が40人に対して、実際2人、市では配置しているようですし、いろいろと子育て支援課長のほうにお話を聞きましたところ、請願事項でいただいているような内容というのはすごく取り組んでいただいているというふうに感じています。

質の向上というところには、もっとほかにできることもあるのではないかと、先進都市の学童、おっしゃっていたように待機のない市町もありますし、環境のすごくいいところもあるというところで、そこに支援員や市の職員や、もっと行って研究していただいたり、もうちょっと研修、子供との接し方だったり、職場の環境づくりとか勉強していただくというような取組はしているだけだったらいいかなあと思うんですけれども、この常勤職員、常勤支援員というところでは、現状、コーディネーターの方と子育て支援課とが順番に回って様子を見てやっていただいていますし、新しく事務職員を配置するですとか、そういったところで支援員の負担を軽減する方策も取っていただいているので、もう少し様子を見ながら検討していてもいいのではないかなと考えています。

私、冒頭で、保護者として子供たち、小学生になったらどうしようかなあって不安に思うこともあるんですけれども、子供の立場で考えると、学童保育というのが放課後の居場所の唯一の正解ではないというふうにも思っています。

子供にとっては、学童に押し込められるというのは、学童が好きな子はいいんですけれども、絶対正解というわけではなくて、私も一般質問などでも意見を述べさせていただいていますけれども、子供たちの居場所ってもっと多様であっていいのではないかなというところが考えとしてあります。公民館だったり、児童館だったり、図書館だったり、そういったところに居場所をつくっていくには、市が全体的に、公共交通とかいろんなことを考えながら進めていくべきだと思うので、学童、学童って、今、支援員が足りない中

で、ここに負担を集中させていくというのは、ちょっとこれからこのままの考え方では解決していけないんじゃないかなというふうに考えています。

ですので、ちょっと今回のこの請願の事項については、もう既に取り組んでいただいているということで、採択に至らないんじゃないかなと思っています。

実際にお子さんを抱えていらっしゃる方々の声をたくさん聞いて、今回請願していただいたということで、全国とかほかの自治体のこともすごくよく調べていただいていると思うんですけども、もうちょっと江南市の市の取組というところも評価するという観点も含めて、もっと検討していただいて、よりよい提案と一緒にできるように、またお力を貸していただけたらと思います。

ちょっと今回の請願については不採択という立場でお願いいたします。

○委員長 三輪委員、お願いします。

○三輪委員 大変、皆さんの答えを聞いてちょっと残念なんですけれども、市として、課長はじめ皆さんで一生懸命取り組んでいただいているということとはよくは分かっているんですが、現実の問題として、やはりこの134人という待機の数とか保留という通知が来たときの親の気持ちといいますかね、そういうところを考えると、本当にこれは一刻も早く何とかしなくちゃいけないというような状況で、今回いろんな、どんな方法も取ってもということで、やりたいということで、とにかく請願して、議会の力も借りたいということだったと思います。

やはり、市が一生懸命支援員を募集しても来ない、応募がないとか、それから退職される方がいて、ちょっと人が足りない。今、現実としては、一番問題なのは、その人が足りないということだと思うんですね。

なぜかという、やっぱり一番大きいのは、私も一般質問でも言いましたが、細切れのというか、短時間の勤務の方で何とかくるくる回しているという状況で、これはやはり若い方で継続的にやっていただける方を、もうちょっと根本的に学童の考え方を市として考え直していただいて、やはり本当は40人に1人、そういう常勤をつけるというのが国の本当は方針だと思うんですね。

そこら辺、例えば子供がいないときに仕事がないと言われるんですが、これも一般質問でも言いましたけど、11時から19時までだったらしっかり仕事をやることありますので、本来、あのときも言いましたけど、子供のいる時間、夏休みを含めますとすごい長い時間ですので、やはり最低、学童に1人は中心になっていただく方が必要だと思うので、その辺の体制をつくり直していただきたいなということもあると思うんですね。

私もちょっとほかの扶桑町とか大口町とかの学童も見学させてもらったんですけど、1つの教室で落ち着いて学童を取り組んでいるところが多くて、江南市の場合は結構広いところに大勢、何人かでは見てはいるんですけど、とにかくけがしないように見ているという状況が多いと思いますので、その辺をもう少しこう信頼関係が取れるような形に変えていただくと。

あと、派遣のほうもあるんですけども、やっぱりちょっと資格がない方が派遣で来て、資格のある人がそういう方への対応をするということで、ちょっとこのぎくしゃくもあると思いますので。あと、待遇、給料を上げてはいるんですけど、例えばボーナスの件でちょっと近隣と違っているところもありますので、またその辺で、やはり近隣が待機なくて、江南市が待機が出るというところのところももうちょっとあると思うので、何とかこれは採択していただいて、議会としても待機解消のために当局と一緒にやれることをもうちょっと考えていくと、そういうことをやっていけたらいいかなというふうに思いますので、何とか採択ということでお願いします。

○委員長　では、御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時04分　　休　憩

午後 2 時04分　　開　議

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、請願第9号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手少数です。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

(仮称)多世代交流プラザ整備事業

介護保険等事業計画策定事業

障害福祉計画策定事業

障害者計画策定事業

児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備事業

第3条 繰越明許費

第4条 債務負担行為のうち

国民健康保険税本算定印刷製本費

第5条 地方債のうち

(仮称)多世代交流プラザ整備事業

保育施設改修事業

災害援護資金貸付事業

学校施設改修事業(小学校)

市民文化会館改修事業

○委員長 それでは、議案第35号の審査に戻ります。

続いて、保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の該当箇所につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金ははじめ3件でございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段やや下、15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の個人番号カード交付事務費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

中段、15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金ははじめ4件でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

中段、16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、51ページ下段から53ページにかけてでございます、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金をはじめ6件でございます。

その下、2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金ははじめ4件でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

上段、21款4項1目1節社会福祉費受託事業収入でございます。

中段やや下、21款5項2目4節医療費付加給付徴収金でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段にあります保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費と日本スポーツ振興センター災害給付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

196ページ、197ページをお願いいたします。

下段、3款1項4目社会保障費で197ページ説明欄の人件費等から205ページ下段の国民年金事業までの13事業でございます。

少し飛びまして、242ページ、243ページをお願いいたします。

下段、3款2項3目医療助成費で243ページ説明欄の福祉医療費助成事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、質疑もないようでありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長　それでは、令和7年度一般会計予算のうち、こども未来課の所管いたします該当箇所につきまして御説明を申し上げます。

初めに、予算書の14ページをお願いいたします。

第2表　継続費、最下段、児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業でございます。

次に、予算書の16ページをお願いいたします。

第5表　地方債、上から3段目、（仮称）多世代交流プラザ整備事業でございます。

続きまして、歳入でございます。

予算書の28ページ、29ページの中段やや下をお願いいたします。

14款1項2目2節児童福祉使用料、右側説明欄、こども未来課、保育所保育料ほか5項目でございます。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

最上段、14款2項2目2節児童福祉手数料、右側説明欄の病児保育利用手数料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

中段15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄のこども未来課、児童扶養手当支給費負担金ほか1項目でございます。

次に、40ページ、41ページの下段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄のこども未来課、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金ほか5項目でございます。

次に44ページ、45ページの最下段をお願いいたします。

15款 4 項 2 目 1 節児童福祉費交付金、右側説明欄のこども未来課、子ども・子育て支援交付金ほか47ページまでの 4 項目でございます。

次に48ページ、49ページの中段やや下をお願いいたします。

16款 1 項 1 目 2 節児童福祉費負担金、右側説明欄のこども未来課、子どものための教育・保育給付費負担金ほか 2 項目でございます。

次に、52ページ、53ページの中段をお願いいたします。

16款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金、右側説明欄のこども未来課、施設型給付費等補助金ほか 7 項目でございます。

次に56ページ、57ページの下段をお願いいたします。

16款 3 項 2 目 1 節児童福祉費委託金、右側説明欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

次に58ページ、59ページの中段をお願いいたします。

16款 4 項 1 目 1 節児童福祉費交付金、右側説明欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

次に66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

21款 5 項 2 目 5 節保育園給食費徴収金、右側説明欄、3 歳以上児徴収金ほか 1 項目でございます。

次に70ページ、71ページの下段をお願いいたします。

21款 5 項 2 目11節雑入、右側説明欄、こども未来課のデジタル基盤改革支援補助金ほか 5 項目でございます。

次に72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

22款 1 項 2 目 2 節児童福祉債、右側説明欄、保育施設改修事業債ほか 1 項目でございます。

続いて、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、208ページ、209ページをお願いいたします。

下段の 3 款 2 項 1 目こども保育費でございます。

該当箇所は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 3 点お聞きしてもいいですか。確認だけです。

41ページの保育対策総合支援事業費補助金、これが5,509万円ありますけれど、何に使っているのか、歳入のところで教えていただきたいのと、219ページの保育管理システム運用事業のシステム利用料、これも値上げになっているので、ちょっとさっきのところで標準システムのところかなと思ったんですけど、この値上げの理由を教えていただきたいのと、229ページの養育費確保支援事業が令和6年度から始まったと思うんですけども、額に変更がないので、令和6年度の実績がどんなものだったのかということをお聞きしたいです。

以上、3点お願いします。

○こども未来課長 1点目の41ページ、保育対策総合支援事業費補助金でございまして、こちらは歳出の項目で申し上げますと、211ページにございまして保育所等整備促進事業に該当いたします。

こちらは小規模保育施設ということで、高架下の名鉄スマイルプラスのものと、あとは新しく統合されるアイグラン保育園と……。失礼いたしました。先ほど申し上げた小規模保育施設ということで、高架下の名鉄スマイルプラスが開設いたします2施設の補助金になります。

続いて、219ページの保育管理システム運用事業でございます。

こちらは令和7年度のランニングコスト、要はいわゆるシステムの利用料等に関するものでありますけれども、こちらは保育支援システムということで、キッズBEEというものを令和7年1月から、今年の1月から導入いたしました。ですので、令和6年度は3か月分のランニングコストでございましたが、令和7年度は1年間分ということで増額になっております。

229ページ、養育費確保支援事業の実績でございまして、令和7年3月現在、今年度は3件の実績がございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

○野下委員 215ページってよかったですか、入っていますね。その中の委託料の下の方で、ドライミストの装置保守委託料というのがありますけど、金額的には少ないんですけど、これはどういうものをちょっと教えてください。

○こども未来課長　　こちらはドライミスト装置といいまして、霧状のものを夏場に噴霧することによって涼しく感じるような装置になります。

現在、5園ですね、小鹿保育園、門弟山保育園、宮田東保育園、古知野南保育園、宮田保育園の5か所になります。

こちらの保守、毎年、使用前に水を入れる作業、使用後に水を抜く作業ということで年2回保守が必要になりますので、こちらの保守の委託料になります。

○野下委員　　このドライミストは、5園ということですから、これどこかの業者が保守をやるのでしょうか、これ、どこかの業者のドライミストを設置ということで、ほかはまだないんですけど、この辺はどういうふうに考えたらいいですか。

○こども未来課長　　こちらのドライミストの装置ですけれども、全て寄附をいただいたものになります。したがって、市の設置というのは今後、統合等も考えられますので、新たに設置というのは今のところ考えておりません。

○野下委員　　これだけ気温が高いんで、保育園だから外へ出すこともあるかも分かりません。

これは寄附ということで、今課長おっしゃったように、新しい統合する保育園については新設になりますので、ここはぜひ依頼をして、そして設置ができるようにぜひまた働きかけていただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長　　今のは要望でよろしいですね。

○野下委員　　要望でいいです。

これは僕、初めて聞くんですけど、もう一点。219ページもいいですか。

そこの看護職賠償責任保険料2万4,000円というの、僅かですけど、これはどういうものなんでしょうか。

○こども未来課長　　こちらは保育園で働く看護職の方の保険になります。

具体的には、医療的ケア児を担当する看護師が行う医療行為中に事故が起きた場合に賠償金額をお支払いするときに下りる保険というものになります。

○野下委員　　ということは、園児の中には、そういう該当する園児がいらっ

しゃるということなんですね、今ね。

○こども未来課長 現在、医療的ケアを必要とする園児が在園しております。

○野下委員 そうということですね。

前に県から、医療的ケア児に対しては、幼稚園だったかも分かりませんが、県が補助金を出しますよという話があったと思うんですけど、保育園に対しては、そういう制度というのは持ち合わせていないということになりますか。

○こども未来課長 市に対しまして、医療的ケア児保育支援事業費補助金ということで、県のほうから補助金をいただいております。

○野下委員 それは、県からは、ちゃんと保育園に対してもあるということで認識してよかったですか。

○こども未来課長 お見込みのとおりでございます。

○野下委員 分かりました。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 213ページの保育施設の改修事業のことでお伺いいたします。

工事請負費の中の高圧設備改修工事というのがどういうものかと、あと、その下の門弟山保育園の空調設備は、これは設計委託になっているんですが、今、調子が悪いということなのか、今どうなっているのかということと、その下の宮田南保育園の空調設備撤去となっていますが、ここはもう既に空調が整ったということなのか、その3点お伺いします。

○こども未来課長 1点目の高圧設備改修工事費でございますけれども、こちらは高圧設備と申しまして、発電所から来る高い電力を、使用できる電力までに落とすものでございます。

こちらは10年から15年で部品を交換する必要がございますので、今回順番が回ってきたということで、この2施設の改修を行います。

次に、空調設備改修工事費ということで、門弟山保育園のものになりますけれども、平成10年に設置をした空調設備になりまして、度々動作不良が見られるということで、現在まだ動いてはいるんですけども、今後壊れる可能性が高いということで、令和7年度の当初予算に今回計上をさせていただ

きました。

宮田南保育園の空調設備撤去工事につきましては、現在工事中でございます。来年度の5月、6月辺りに空調が整いますので、現在仮で、今年度、調子が悪くなったタイミングで仮のものを設置をさせていただいております。これを撤去する工事費になります。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて子育て支援課について審査をします。

それでは当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 子育て支援課の所管につきまして、該当箇所を御説明させていただきます。

初めに、繰越明許費でございます。

15ページをお願いいたします。

上段、3款2項児童福祉費、児童館（（仮称）多世代交流プラザ）開館準備事業でございます。

次に、歳入についてでございます。

少しはねていただきまして、36ページ、37ページをお願いいたします。

最下段、14款2項7目1節教育総務手数料、右側説明欄の子育て支援課、放課後児童健全育成手数料でございます。

1枚はねていただきまして、38ページ、39ページをお願いいたします。

2段目、15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄、子育て支援課の母子生活支援施設措置費負担金でございます。

1枚はねていただきまして、40ページ、41ページをお願いいたします。

最下段、15款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、子育て支援課の児童虐待対策等総合支援事業費補助金、1枚はねていただきまして、地域障害児支援体制強化事業費補助金でございます。

2枚はねていただきまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

最上段、15款4項2目1節児童福祉費交付金、右側説明欄、子育て支援課、

子ども・子育て支援交付金、次に、同じページの下から２番目、15款４項５目１節教育総務費交付金、右側説明欄、子育て支援課で子ども・子育て支援交付金でございます。

１枚はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

下から２段目、16款１項１目２節児童福祉費負担金、右側説明欄、子育て支援課でございまして、児童委員活動費負担金ほか１件でございます。

２枚はねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

２段目、16款２項２目２節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄、子育て支援課の地域子ども・子育て支援事業費補助金ほか１件でございます。

２枚はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

２段目、16款２項６目１節教育総務費補助金、右側説明欄、子育て支援課で放課後子ども教室推進事業費補助金ほか１件でございます。

また、２枚はねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段、17款１項１目２節使用料及び賃貸料、右側の説明欄の下から２つ目、子育て支援課、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、今度は少しはねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

下段、21款５項２目11節雑入のうち、右側説明欄、下から２つ目の子育て支援課、子育て短期支援利用料ほか２件でございます。

続いて、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、230ページ、231ページをお願いいたします。

下段、３款２項２目子育て支援費、右側説明欄、人件費等から少しはねていただきまして、242ページ、243ページの上段、子ども会活動助成事業までと、今度はまた大きくはねていただきまして、406ページ、407ページをお願いいたします。

下段、10款１項３目放課後児童費、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）から２枚はねていただきまして、410ページ、411ページ最後の放課後子ども教室ＩＣＴ推進事業まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　　237ページの子育て世帯訪問支援事業が新規事業だと思うので、ちょっと細かいところを教えてくださいたくて、訪問支援員というのはどういう方がなられるのかなというところと、利用判断は誰がするのか、これって多分、結構課題の多い御家庭が対象になると思うのですけれども、そういったところで利用者の方が御自分で利用したいですって利用するよりは、ある程度、客観的にあなたは必要ですよというふうで、訪問を積極的にしていくべき事業だと思うのですけれども、制度のつくり方としてそういうことができるのか、誰が主体になって利用を進めていくのかという2点、訪問支援員のところと利用の判断基準のところと、ちょっと教えてください。

○子育て支援課長　　今回から事業化しました子育て世帯訪問支援事業でございますけれども、実際に訪問される支援員の方でございますが、実際、国が規定する研修を実際に受けていらっしゃる方が訪問される形になります。国の要綱の中で規定する、市が適当と認めた研修、それを受けた方が実際に回られる形になります。

それで、実際の回られる対象のことなんですけれども、江南市で運用するに当たっては、要対協というところにある、上がってくるようなお客様に対して、こういう世帯の訪問で家事とかを手伝ってあげると体制を立て直すことができそうだと、そういったことが有効だと思われる世帯の方に対してこういったものの事業を紹介すると、そういった形で運用をしたいと考えております。

○土井委員　　1つ目の国の研修を受けた方というところ、どなたがその研修を受け、全然幅広いところからなのか、市の職員、保健師とかから研修を受けて、この訪問支援員になられるのかというか、その母体、母数のところがちょっとどこになるのかなという追加質問と、利用のところでいうと、制度を御紹介して、結局これをお願いしますというのは、その利用者の方にしてもらうということですか。押しかけるわけではなくて。

○子育て支援課長　　実際のところ、こういったことを利用していただくことに関しては、要対協のほうで、今、先ほどの答弁と重なりますけれども、実

際に使っていただいたほうがいいだろうということをこちらから提案する形にさせていただくようなことを考えております。

あと、実際に訪問支援される方に関しては、委託する業者のほうでお願いしたいと思っております、そういうふう実際に支援員としてやられる方に関しては研修を受けていただくと、そういった形で運用したいと考えております。

○土井委員　ぜひお願いしますというところなんですけれど、この訪問支援事業、ちょっと国の要綱とかを見ると、その家事の支援とかだけじゃなくて、相談というか、ちょっとこうアドバイスとか、そういうことも行っていくようなふうに取り扱ったんですけれども、保健師とか助産師とかもそうなんですけれど、そういうアドバイスとかって結構人によっていろいろ考え方があって、アドバイスいただく内容もいろいろ変わってくることがあるので、この研修がどういったもので、実際その委託のところでどういった方がこの支援員をされるか分からないんですけれど、このアドバイスが逆効果にならないようにというところとあれなんですけど、適切に、サービスを受けられる方の気持ちに寄り添った内容になることを望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　要望で。

ほかにありませんでしょうか。

○三輪委員　さっきの請願のところで大分言ったんですけど、人材派遣ですね、409ページで、これも議案質疑の中で、通年が5人区、長期が15人区ということで、時給が通年が2,300円の、長期の夏休みは2,100円というような話だったんですけど、やっぱり今、時給をアップしていただいたといっても、資格ありの方が時給1,400円、ない方が1,250円でしたか、そのぐらいなので、かなり違いがあって、もちろん人材派遣の方が全額その派遣された方に渡っていることはないと思うんですけれど、今までやっていた方からすると、新しく派遣で来た方はもちろん、いろいろ研修も資格も何もないのに、何か自分たちよりたくさんもらっているかなという感じもあり、来た人にいろいろ教えなくちゃいけなくて余計仕事が増えるというか、そういうようなこともあったりするので、そういうお金があったらもっと私たちの時給を上げて

ほしいなというのが多分本心じゃないかというふうに思います。

夏休みというか長期は仕方がないにしても、通年、集まらなかったから、本当に苦肉の策で一生懸命やっていただいたというのはすごくよく分かりますけれど、何とかこれを、さっきも言ったんですけど、常勤採用などというふうに振り分け、もうちょっと長期的にしっかりと、派遣ではなくやっていただける方に定着していただけるような形に考えていただけないかなあというふうに思います。

あと、キャリアアップの補助というのもあって、月額9,000円アップというのはあったと思うんですけど、多分そういうのを使っていないと思うので、国のほうもこの時間帯で働いていただくということはなかなか難しいので、そういうのも使うようにというようなことがあります。

あと、ボーナスに関しても、これはここだけじゃないと思うんですけど、他市町は15.5時間でボーナスが出るのに、江南市だけ20時間働かないと出ないみたいなのところがあって、かなりこれが効いているんじゃないかというところもあるので、そこら辺を総合的に考えて、何とかもうとにかく最初から人が足りないということがないような、来年度までに何とかならないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○子育て支援課長 せっかく来年度、令和7年度から時給のほうが、支援員のほうは1,400円、補助員の方は1,250円と今、三輪委員がおっしゃっていたとおりなものですから、これは近隣と比べても遜色ない、もしくは少し高いぐらいの金額でございますので、当然他市町を参考にしながら、うまい学童支援員の確保の方策を見つけて、来年度はせめてその通年の、人材派遣とかそういったものに頼らなくても、令和6年度みたいな人数を確保できるように努力はしていきたいと考えております。

ただ、確保をもし万が一できなかった場合、その場合は人材派遣を確保してでも待機を少しでも減らすように努力したいと考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○長尾委員 今の三輪委員に関連してですけど、よく保育園なんかですと保育士の資格を持っているOBをまた回って、採用とかってやるんですけど、ここで今の学童の支援員の資格を過去に取って、今使っていない人みたいな

のは、何か市で管理ってされています。

○子育て支援課長 過去に支援員をやっていた方々に関しては、こちらでも情報は当然持っておりますので、当然、夏休みだけでもいいからとか、週1・2日でもいいからと、そういうようなことは常日頃、連絡はさせてもらっているところでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○土井委員 ちょっと今のところの放課後児童支援員補助人材確保事業と、その下の支援体制強化事業のところで何か単に疑問なんですけれども、資格のある支援員が足りないのは分かるんですけれども、そうじゃなくて補助員でもいいということになると、補助員を募集しても集まらなくて、事務職員を募集したら集まるということはあるんですか。多分、学童の事務職員に応募される方って、子供と絶対関わりたくないという方はなかなかいらっしゃらないと思うんですけれども、そこって何か違いますか。

○子育て支援課長 学童のほうへ今勤務していらっしゃる方は、支援員という方と、あとは資格のない補助員、あと事務職員としてのパートが3種類いらっしゃるんですけれども、やっぱり勤務時間が一番ネックでございまして、事務員の方は3時間だけでございます。それで、補助員の方と、あと支援員の方は、当然夜の7時とかそういった時間まで働いていただくことになりますので、正直3時間だけというのは逆に集まらないのかなあと当初思ったんですけれども、実際には比較的応募もいただいております、今8か所で既にもう事務のパートは働いていただいております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○土井委員 3時間のみの事務職員なら集まるというところで、あたりはつくんですけど、3時間、時間が短いことが有利に働いているのか、時間帯の問題、7時というか遅い時間まで働かなくても済んでいることが有利に働いているのかというのは、そのお話の中で把握されていますか。

○子育て支援課長 やはり事務員の方ですと、支援員に応募される方でもやっぱり若い方が多くて、やはり5時頃までには事務の方だと3時間なので仕事が終わりますので、比較的応募しやすいということは実際に応募されている方はおっしゃっております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○土井委員　　すみません、別の件で、243ページの子ども会活動助成事業も、子育て支援課でよろしいですか。

この補助を出しているということは、子ども会は存続してほしい、あるべきだということだと思うんですけれども、改めてちょっといろいろ次代では、なかなか子ども会やらなくてもいいよねという地域も出ていると思うんですけれど、改めて、市として子ども会があってほしいと思う趣旨みたいなものと、実際、子ども会、今活動されている31団体ってどんな活動をされているのかなというところを伺いたいです。

○子育て支援課長　　子ども会のある意味と申しますと、先ほどの学童のことでも少し出てきましたけれども、子どもの居場所とか放課後の居場所というのは、別に学童とかのところだけじゃなくて、子ども会でもそういったイベントとかをやってもらって過ごす時間というのも当然、ある程度はあると思うんですよね。

実際は市子連のほうに加入していращやる子ども会の方も若干減っていますけれども、今だと33団体ですか、1,427名の方が、令和6年度の方は実際は登録していращやいます。また市子連に入っていない方も見えますので、結構いろんなところに子ども会があります。

そういったところにでもやはり子供に関わってもらう、親御さんも関わってもらおうというのはすごく大切なことですので、残していったほしいし、市子連の会にも増えていったほしいなとは思っておりますが。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　　411ページの放課後子ども教室のICT推進事業のところなんですけれども、これはいつから始まって、中身は、例えば出欠確認とかいろいろ連絡とかと思うんですけれども、内容をもうちょっと詳しく教えてください。

○子育て支援課長　　こちらの放課後子ども教室のICT推進事業になると思うんですけれども、これは令和6年、今年から始まったものでございます。学童のもそうなんですけれども、フジッ子教室にタブレットを導入いたしま

して、きずなネットというアプリを使った出欠席の連絡とか、そういったものをやっております。

そのリース料の予算でございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、議事の途中ですが、暫時休憩します。

午後 2 時 45 分　　休　憩

午後 2 時 56 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　それでは、令和 7 年度江南市一般会計予算のうち、健康づくり課所管を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の 26 ページ、27 ページ、最下段をお願いします。

14 款 1 項 1 目 1 節総務管理使用料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設使用料から 29 ページ、布袋駅東複合公共施設目的外使用料（電柱）、以下 3 項目でございます。

次に、36 ページ、37 ページの上段をお願いいたします。

14 款 2 項 3 目 1 節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入、以下 5 項目でございます。

次に、40 ページ、41 ページの上段をお願いいたします。

15 款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、42 ページ、43 ページ上段をお願いいたします。

15 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の母子保健衛生費国庫補助金、以下 4 項目でございます。

次に、46 ページ、47 ページ上段をお願いいたします。

15 款 4 項 3 目 1 節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども

も・子育て支援交付金、以下３項目でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

上段の16款１項２目１節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

上段の16款２項３目１節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金からがん患者アピアランスケア支援事業費補助金までの８項目でございます。

次に、少し飛びまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の17款１項１目１節土地建物貸付収入の説明欄、健康づくり課所管の土地貸付収入でございます。

その下の２節使用料及び賃貸料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛びまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

中段の21款５項２目６節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

最下段の21款５項２目11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費から73ページ、養育医療費負担金、以下６項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に歳出を申し上げます。

122ページ、123ページをお願いいたします。

中段の２款１項７目布袋駅東複合公共施設費でございます。

123ページ、説明欄の布袋駅東複合公共施設維持運営事業の８節旅費から13節使用料及び賃借料でございます。

少し飛びまして、254ページ、255ページをお願いいたします。

最上段の４款１項１目健康づくり費でございます。

255ページ、説明欄の人件費等から273ページ下段の骨髄提供者等支援事業までの17事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　265ページの特定不妊治療費助成金で、これが、特定不妊は令和7年度の新規だと思うんですけど、説明資料を拝見してもちょっとあんまり細かいところが書いていなかったの伺いたいです。

特定不妊治療って具体的にどんな治療、先進治療が対象か対象じゃないかとか、あと男性不妊が対象か対象でないかといったちょっと具体的なところをお聞きしたいのと、同一の対象者に対し上限10万円、1回限りということなんですけれど、男性不妊が適用かそうでないかにもよると思うんですけど、例えば夫婦それぞれ旦那さん1回、奥さん1回というふうには受けられるのか、ちょっと詳細を教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　江南市では、不妊治療を受けるための経済的負担の軽減を図るため、保険適用外で実施した特定不妊治療、先進医療を含む体外受精及び顕微授精または付随する男性の不妊治療の治療費の一部を助成することを令和7年度から開始いたします。

助成及びその申請の対象となる方となりますけれども、指定医療機関、日本生殖医学会が認定する生殖医療専門医が所属する医療機関で特定不妊治療を行った夫婦となります。

対象の助成金額ですけれども、1組の夫婦に対し上限、1回限りとなりますが、10万円というような内容となります。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

○野下委員　259ページのがん患者関係のことでちょっとお尋ねしますね。

若年がん患者の在宅療養支援事業というのが今年度も入っていると思いますが、32万4,000円。ここのこの金額なんですけど、これは予算を、この金額つけた根拠というのをちょっと教えてもらえますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらのほうは令和6年度と同額を計上しておりますが、5万4,000円の6か月でお一人の方というような形で32万4,000円と積算をいたしました。

令和6年度にこちらのサービスを利用された方が1名ございました。福祉用具の貸与を10月、11月に受けられまして、その利用料金が7,000円、その9割を補助するような形で6万7,050円というところを助成してまいりましたが、残念ながら年明けにお亡くなりになったという報告を受けましたので、そういった終末期を自宅で迎えられるために少しでも経済的な負担軽減を図るための事業として有効であるということで、今後も関係する医療機関と連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○野下委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○土井委員 263ページの母子健康管理事業の最下段の子育て支援アプリ使用料なんですけど、子育て支援アプリというのは母子手帳アプリのことでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらのほうは、母子健康手帳アプリというものを令和5年度から切り替えまして、その保守料を払うような形で運用を始めております。

こちらの登録者数、令和7年3月12日現在になります。こちらの方、951人の方が登録していただいております。

○土井委員 ありがとうございます。

私も951人のうちの一人かなと思うんですけど、このアプリの提供事業者のホームページを見ると結構いろいろできる。妊娠届の提出からいろいろ相談とか、面談の予約とか、あと乳幼児健診の際には問診も結果も請求もアプリで行えますよというふうにあるんですけど、私のちょっとアプリの使い方が悪いのか分からないんですけど、健診の記録とか母子手帳に書いていただいて、その内容を自分でぼちぼちと打ち込んでいて、あんまり便利じゃないなと思っているんですけど、これは使用料の価格のちょっといろんなランクがあってそうなっているのか、どういう形なのかなということと、この機能を拡大することについて効果とか需要とか検討されていないかなというところを伺いたいです。

○健康づくり課長兼保健センター所長 江南市の契約の内容が標準の実装、

標準仕様で運用しております。

土井委員御提案の機能につきましてはオプション機能というような形になっておりますので、今後の需要というところを見据えながら検討していく必要性と、あと医療DXの中で子供の乳幼児健診等のデータのほうもマイナポータルのほうで見られるように構築を進めているところでございますので、マイナンバーカードを前提にしたマイナポータルの中で、その乳幼児健診の情報を見ていくのかどうかとか、いろんな多様な選択肢というのを選んでいく中で、行政として国が進めるデジタル化のところに登録していくデータの環境整備は今後もしっかり進めていきたいと考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほか、質疑はありますか。

○三輪委員　　261ページの带状疱疹ワクチン助成についてお尋ねしますが、これは定期接種の分も入っているのか入っていないのか、定期接種の補助が幾らになったのかというのが分かれば教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　こちらの261ページに掲載している带状疱疹ワクチン接種事業につきましては、50歳以上の方を対象にした市独自の任意接種助成となっております。

こちらはシングリックスが効果が高いほうになりますけれども、助成金額は1万円で、予算計上のほうでは380件を見込んでおります。生ワクチンのビケンのほうになりますけれども、助成額が3,000円の200件を見込んでおります。

令和7年2月末時点ですけれども、接種者数が437人で、シングリックスが300人、ビケンが137人になっております。全体で2万8,275通送った中の大体18%の方が接種をしたというような状況になっております。

○三輪委員　　定期接種の話で、すみません、それを。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　すみません。定期接種のほうの予算につきましては、上段の12節の委託料の中に含まれております。

こちらのほうの接種費用になりますけれども、ビケンの委託料が8,591円で、委託料の尾北医師会との協議の中で3割程度となるようにという形で自己負担が2,500円、シングリックスが委託料単価が2万1,791円、その3割の6,500円を自己負担という形で御負担いただくんですけれども、接種回数が

2回接種ということにシングリックスはなるため、合わせて1万3,000円を負担いただくような形となります。

○委員長　　よろしかったでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○土井委員　　269ページの新規事業の妊婦支援給付金支給事業なんですけれども、新規なんですけれども、今まで給付されていたものとあんまり内容が変わらないかなというふうに思うんですけれども、これ国のほうで新しくちょっと名前とか立てつけを変えてやっているんだと思うんですけれども、多分伴走型相談というところのちょっと強化というのが趣旨にあるのかなと思うんですが、実際妊娠届出時にも赤ちゃん訪問時にも面談をするというのは今までもしていたと思うので、具体的にどのようにその相談体制にこれまで以上に力が入るのかというところを、ちょっと予算からは分からないので教えていただけたらと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　伴走型相談支援の関係ですけれども、令和5年1月から開始した中で、令和5年度に新たに妊娠8か月のときに面談を希望する方があれば対応するといったような形で進めておる中で、まず、妊娠届出時の面談は533人で実施率は100%です。妊娠8か月時のアンケートにおきましては479人で実施率が96%、赤ちゃん訪問時の面談につきましては実施者が538人で実施率が99.1%という令和5年度の状況でした。

令和6年度に入りまして、妊娠8か月のアンケートの内容となりますけれども、429人の方を1月末までに対応した中で、その回答率は98.4%というような形になります。未回答者が61件ございましたので、電話をかけて確認したりだとか、訪問して確認したりだとか、そういう対応をする形で何らかの状況把握をするということに努めている状況であります。

あと給付金の内容ですけれども、令和6年度までは出産・子育て応援給付金と、令和7年度からは妊婦のための支援給付金という名称に変わりました。

その中の給付の対象者が令和6年度と令和7年度で変わりがまして、令和6年度のときは妊婦及び養育者、令和7年度に行う妊婦のためのほうにつきましては妊婦給付認定者というような形で、妊婦に限定されるような形で給付を行っていくものとなりました。

あともう一点異なる点として、流産、それから死産、そういった方も支給の対象になるということが、妊婦のための支援給付金のほうにはうたわれております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員　　269ページから271ページにかけてのところにある休日急病診療所運営事業ということで、歳入に特定財源で診療収入のやつが入っているんですけど、何か金額だけ見ると昨年よりも1割ぐらい増えているという状況だと思うんですけど、市の条例を見ると休日に急病の診察を受ける必要がある人の診察をするという事業目的に対して、これだけの人数がその該当に当てはまるのかというのが非常に気になるんですけど、急病で診察が必要な人ってどれくらいの割合で今現状ありますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　休日急病診療所の運営委託料としては、こちらの12節の委託料に4,815万8,000円を計上させていただいております。

令和6年度と比較しますと56万6,000円の増額といった内容になっております。その増額の主な要因といたしましては、事務職員の時給単価変更による増額、それから発熱外来に対応するために携帯電話を1台追加いたしました。あと振込、三菱UFJ銀行に対しての振込の方法がウェブでデータをつくるようになりましたので、その手数料が増額になった要因もございます。あと委託料、医療事務のところについて外部委託しておりますが、そこも人件費上昇を踏まえた見直しを行っております。あと薬剤師の業務負担を減らすために薬袋、薬の袋になるんですけども、それも自動で印刷できるように変更しておりますので、そういったサービスマンテナンス料の増額などが主な理由となっています。

あと、令和5年度の受診者が医科のほうで2,313人、歯科が77人、2,390人の受診がございました。その中で、令和5年度は9月からインフルエンザが流行して、年末年始がコロナとインフルエンザの同時感染、その後にインフルエンザB型の流行というような形が令和5年度の特徴で、検査の実施数が1,686件で、そのうちコロナ患者が161人、インフルエンザが600人という状

況でありました。

令和6年度の状況、3月6日時点までの集計になります。医科が1,478人、歯科が87人、合計1,565人、前年度と比べまして835人減少しております。歯科につきましては10人増えている状況で、今年度につきましては、年末年始にかけてインフルエンザの流行があったという形です。

これまでに1,019件の検査を実施し、コロナ患者が321人、インフルエンザが269人と、こちらで今の状況になりますが、一次救急医療として内科、外科、歯科、こちらのほうを尾北医師会と連携しながら地域医療を守っていくということで運営しておりますので、適切に周知啓発をこれからも続けていきたいと考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　それでは、大薮議員から本件に対して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許可します。

○大薮議員　　御許可ありがとうございます。

今、休日急病のほうは長尾委員が質問していただいたので、これはオーケーです。

2問あったんですが、1問で、ちょっとほかで聞く場所がないんで、ここしかないと思って、少し的外れだったらごめんなさい。

布袋駅東複合公共施設ですね、ここの商業棟のことについてなんですが、開館以来、テナントが全く、何というんですか、全部埋まった状態じゃなくずうっと来ています。稼ぐ江南市を目標にしています私としては、この稼ぐお金というかテナント料というのが市に入ってくるかどうか分かりませんが、やはりあの辺りのにぎわい創出には大きく影響が出ていると思うんですが、その辺というのは今現在どのような進捗状況、もう永久にこれ入らないとな

ると、僕はちょっと大げさかもしれないけど契約違反じゃないかなと、会社のね。というふうに私は思うんですけども、ちょっとその辺りの見解を聞かせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　布袋駅東複合公共施設に隣接する民間棟の商業部門につきましては、現在全ての区画に入居が完了しております。

　　昨年の11月に前飛保町のほうにございましたイーグルフィットネスが布袋駅のほうに出店いただいて、現在共に連携しながら運営をしております。また、2階にフューチャーセンターというところがございますが、その事業主とも定例会等を通じて意見交換をしながら、にぎわいを創出するような取組について意見交換をしておるところでございます。

　　なお、布袋駅の高架下のMOKU K I C H I のテナントにつきましては、私も巡回をしておりますが、まだ全ての区画が埋まっていないというような状況でございます。

　　そうした中で、健康づくり課で何ができるかというところで、医療機関の新規出店というところで、医療従事者の方から出店したいんだよという御相談がありましたらMOKU K I C H I のテナントの事業者のほうに紹介するというようなことは令和6年度中に数件対応させていただいておりますが、実際にはまだ入居には至ってないという状況でございますので、テナントに対しての募集については名鉄のほうが取り組まれている中ではございますけれども、我々も地域と一体となってにぎわいの創出といったところに尽力するということが常日頃からグループ員一同取り組んでおりますので、まずは顔の見える関係づくりというものが一番大切だということで、地域のイベント等々にも顔を出して情報交換をしてというような形で対応をしているところでございます。

○大薮議員　これは確実に全部確認したわけではないんですけど、ある地元の方の話では、100均が入ってますよね、あの100均というのが本来希望した場所と、空いているものだからそこも無理くり借りていただいているような地元のうわさというのがあって、そうすると、きっとその金額についてもテナント料で適正なテナント料を取れているのか、それとも場合によっては100均のほうが確実にそのテナント料に見合った分をちゃんと出しているの

かというのが、出していけば問題ないんですけど、その辺どうなのでしょう。

僕が詰まっていないというのは、目で見えていた感じでは全部詰まっているんだけど、残念ながらこちらからお願いしてか、業者がお願いしてかどうか分からないんだけど、無理くり借りていただいているような話もちらっとうわさでは聞くんですが、その辺はいかがでしょう。

○健康づくり課長兼保健センター所長 民間商業棟のほうに出店している各テナントの賃貸料につきましては、把握ができていないのが現状でございます。

○大薮議員 分かりました。

それが本当なのか、火のないところに煙が立たないと思うんで、そういう傾向もあるのかも分かりませんが、しっかりやっぱりその辺については、100均も何か、ちょっと店長みたいな人に聞いてみると、なかなかやっぱり集客が難しいみたいなことも言っていましたので、逃げられないようにひとつ集客していただいてにぎわい創出をしていただけるといいなと思っていますので、その辺だけ要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 それでは、教育課所管につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

中段、14款1項7目1節小学校使用料、その下、2節中学校使用料でございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

下段、15款2項6目1節小学校費補助金、その下、2節中学校費補助金でございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

上段、16款2項6目1節教育総務費補助金のうち教育課分で、放課後子ど

も教室推進事業費補助金、ほか3項目でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

16款3項5目1節教育総務費委託金でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

上段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち教育課分で江南市横田教育文化事業基金利子でございます。

次に、同じページの下段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、はねていただきまして65ページ最上段、教育課分で江南市ふるさと応援事業基金繰入金、ほか2項目でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち中段、教育課分で小学生平和教育研修派遣事業費負担金でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

下段、22款1項6目1節小学校債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛びますが、392ページ、393ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、400ページ、401ページをお願いいたします。

中段、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、412ページ、413ページをお願いいたします。

上段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、424ページ、425ページをお願いいたします。

上段、10款3項1目中学校費でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　確認だけなので、ちょっと3つ連続してお願いします。

就学援助が小学校415ページ、中学校427ページ、減額になっている理由は、給食費が現物支給になったことが原因で合っていますかということと、配膳

員の配置、小学校419ページ、中学校433ページが減額になっているのは、給食センターが稼働し始めたらそちらのほうに移行するからということと合っていますかということと、あと民間プールの委託料が小学校415ページ、中学校429ページ、これの減額はどのようにしてでしょうかという3点、減額の理由をまとめてお聞きしたいと思います。

○教育課長　まず給食費の配膳員の件から申し上げますと、給食センターが民間委託になることに伴いまして、アレルギー対応等も含めて、この配膳業務についても民間に委託したほうがいだろうということで、民間委託のほうを考えております。

市の雇用につきましては令和7年7月末までを予定しておりまして、8月からは民間へ移るというところでございます。

次に、民間プールの件でございますが、民間委託の件につきましては、今年度も来年度も藤里小学校、門弟山小学校、西部中学校の全学年で実施することには変わりありませんが、児童・生徒数が減少したということでちょっと減ったというところでございます。

○委員長　あと就学援助費ですね。

○教育課長　あと就学援助費につきましても、給食のほうが現物支給になったというところで減額になっておりますのでお願いいたします。

○委員長　よろしいですか、続けて。

○土井委員　ありがとうございます。

423ページのプール清掃委託料、こちらは初めてですか。

このプール清掃というのは、プール開きの前の清掃なのか日常の管理なのか、どちらでしょうか。

○教育課長　プール清掃委託につきましては、来年度から小学校のほうのみなんです、教員の多忙化解消ということもありまして実施するというようにしております。こちらについてはプール開き前に清掃していただくというようなものになっております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　423ページはよかったですか。

この学校施設の整備事業の中の、体育館の床の改修工事で、これ古知野西小学校の改修工事になっていますけど、この体育館のフロアが何か傷んだんでしょうか。具体的にどういう形で改修になりますか。

○教育課長 こちらの体育館は非常に傷んでおるといようなことで、工事内容としては、全体を数ミリ削ってひどいところは取り替えるといような内容になっております。こちらも計画的に悪い体育館から随時更新していくといようなことで考えております。

○野下委員 分かりました。

以前にある学校で、体育館を使用していて、社会の方が、何か刺さってしまったということがあったと思いますけど、こういう対応はぜひお願いしたいと思います。

それから、その下の空調改修工事って3校小学校がありますけど、これはエアコンのことですか。

○教育課長 こちらについては、教室のエアコンではなく、1990年代に設置した職員室とか保健室とか図書室のエアコンについて更新時期を迎えているということで、こちらについても計画的に随時更新していくといような方向でおります。

○野下委員 あと、ほかの小学校についても、今年度は入っていないと思いますが、順次入ってくる形になりますかね。

○教育課長 そのとおりですね。計画的に順次ほかの学校も更新していくといことで考えております。

○野下委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 395ページの特別支援学級の支援職員のことでお尋ねをいたします。

来年度、また支援学級が1学級増えるということなんですけど、この支援員については小学校何人、中学校何人で、去年より増えているのか、減っているのか教えてください。

○教育課長 支援員につきましては、令和6年度、今年が小学校35人、中学

校1人というところでございますが、来年度につきましては、小学校1人増員しまして、小学校36人、中学校1人という体制で考えております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほか、ありませんでしょうか。

○土井委員　　407ページの横田教育の弁論大会の件なんですけれど、これもうずっと続いているので今さらかもしれないんですけど、この前久しぶりに拝見して、改めて素晴らしい内容だと思ったんですけど、出演される方だけでなく、ほかの生徒もこういう弁論大会の内容を聞いて、あれでしたら自分の学校の代表の方を応援するという空気がもうちょっとできるのかなと思うんですけど、この大会って生徒は開かれることを知っていて、どういう案内とかどういうものになっていて、ちょっと今後要望になるかなと思うんですけど、もっと聞いてもらいたいと思うんですけど、何かお考えとかありますか。

○教育課管理指導主事　　特に中学生については出演もしますし、こういった発表を行うということは、お知らせは学校のほうでしてもらっています。また、中には学校で練習を兼ねて自分の学校で発表を一度してからという子もいたりとかします。

小学生については、なかなか子供たちだけでは参加ができないものですから、今おっしゃられたように周知を保護者の方にもしながら多くの方に聞いていただける工夫をして考えていきたいと思います。

○委員長　　よろしいですかね。

○長尾委員　　1点だけお聞かせください。

423ページに備品購入費で木製ロッカー1,947万円って意外といい金額のものがあるんですけど、これどこの何を導入するのかということと、1個じゃなかったですね、ごめんなさい。

その前ページに、特定財源で森林環境譲与税繰入金が824万1,000円ってあるんですけど、多分これがこの木製ロッカーに使われているんじゃないかなというふうに思っているんですが、今、令和5年度分しかないんですけど、決算を見たら基金が2,200万円ぐらいあるんですよ。そのうち800万円しか使わないという、使えるものは全部使えばいいかなと思ってたんですけど、

なぜ800万円だったか、何か財政から使用に対して制限を言われたか教えてください。

○教育課長　　ここでいう木製ロッカーにつきましては、以前一般質問の中で、背面ロッカーの高さが狭くて、特に入学した子供のランドセルがすぐ傷ついてしまうということで、全小学校に調査をかけました。

調査の結果なんですが、古知野南小学校と布袋小学校と宮田小学校で高さの狭いロッカーがあったということで、こちらのほう、順次改修のほうをしております。

それで、来年度については古知野南小学校が4学級、布袋小学校も4学級、宮田小学校が5学級の改修を予定しておるところでございます。引き続き来年度以降も布袋小学校と宮田小学校で改修をしていく予定でございます。

それで財源については、森林環境譲与税のほうは出ておるところでございますが、この金額については財政当局で決める話でございますので特にというところがございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

それでは、学校給食課の歳入歳出予算について御説明いたします。

初めに、歳入についてでございます。

予算書の34ページ、35ページの上段をお願いいたします。

14款1項7目4節保健体育使用料のうち、学校給食課分で学校給食センター目的外使用料、ほか1件でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページ、下段、お願いいたします。

21款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページ、上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、学校給食課分で廃食用油売払収入、ほか1件でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、464ページ、465ページをお願いいたします。

中段から10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 471ページをお願いします。

給食用物資の調達事業で負担金、補助及び交付金で66万円ありますけど、この内容をもう一回ちょっと説明してください。

それからあと、対象は何名ぐらい見えるか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

こちらの負担金につきましては、給食費の4月の無償化に伴いまして、国や市立小・中学校に、また特別支援学校へ通う児童・生徒、あとアレルギー等で給食センターからの学校給食費の提供を受けていない児童・生徒を対象に無償化期間、令和7年度につきましては12日分なんですけど、それ相当の金額をお支払いするという事になっております。

人数ですが、私学等通学者、これはアレルギーも含むんですけど、児童のほうで27名、生徒のほうで140名、あと牛乳減額の対象者、これが令和7年度だと68円の12日分ということで、児童数で41名、生徒数で20名の支援金を出す予定でございます。

○野下委員 分かりました。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課の所管につきまして該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。

上段、14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、生涯学習課分、学習等供用施設使用料をはじめ4項目でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

最下段、14款1項7目3節社会教育使用料で公民館使用料から35ページ、説明欄、最上段の市民文化会館目的外使用料（駐車場）まで7項目でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

最下段、15款4項5目2節社会教育費交付金で外国人受入環境整備交付金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段、16款2項6目2節社会教育費補助金で放課後子ども教室推進事業費補助金をはじめ2項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入をはじめ2項目でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

最上段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、生涯学習課分、江南市図書館整備事業基金利子でございます。

同じく62ページ、63ページの最下段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、65ページ、説明欄の生涯学習課分、江南市図書館整備事業基金繰入金をはじめ2項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

最上段、21款5項2目10節電話料収入で電話使用料（学習等供用施設）でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段、生涯学習課分、印刷物・物品売捌収

入はじめ 4 項目でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

下段、22款 1 項 6 目 2 節社会教育債で市民文化会館改修事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きく進んでいただきまして、206ページ、207ページをお願いいたします。

上段の 3 款 1 項 5 目学習等供用施設費でございます。

208ページ、209ページの上段にかけて掲げております。

次に、大きく進んでいただきまして、436ページ、437ページをお願いいたします。

上段の10款 4 項 1 目生涯学習費でございます。

446ページ、447ページの上段にかけて掲げております。

同じく446ページ、447ページをお願いいたします。

中段の10款 4 項 2 目文化交流費でございます。

452ページ、453ページにかけて掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願います。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 439ページの生涯学習講座事業と449ページの歴史民俗資料館の維持運営事業のところで人件費が増えて、1人分増えているのかなと思ったんですけど、これは何か配置替えとかそういう内部でのやりくりの問題なのか、何か具体的にこういうことに力を入れていくとか、何か事業の計画があつてのことなのか教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 まず439ページ、生涯学習講座事業の人件費につきましては、令和7年度から新たに会計年度任用職員を採用するためでございます。

こちらにつきましては、令和7年度から大学連携講座を新たに始めることに伴いまして、こちらの事業を担っていただくということで会計年度任用職

員を雇うということに予定しております。

続いて449ページの歴史民俗資料館の person 費につきましては、現在、再任用で雇っております職員が今度会計年度任用職員ということになりますので、その分の増額になります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 451ページです。

文化財保護事業の中の役務費で樹木剪定手数料というのがありますが、593万4,000円って昨年度からするとちょっと増額されているんですけど、聞きます。桜ですよね。

○委員長 では、それに対する答えを課長、いいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですね。

課長、桜以外はあるんですか。ちょっと私も聞きたいんですけど、今のは桜のもう本当に剪定だけの金額ですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちら、451ページについております樹木剪定手数料につきましては、富士塚の樹木剪定だとか木曽川堤の桜ということなどになります。

○委員長 ほかに。

○三輪委員 447ページの図書館の指定管理料なんですけど、これ昨年と同じで契約でそうなっていると思うんですけど、かなり person 費が普通は上がるので、これについては person 費、その他上がっても同じということで、このままでよかったのか、上がるというような話がないかどうかと、あと図書館の一般図書などで2,343万円というのがありますけれども、結局30万冊目指すんだって、今大体図書館、まだがらがらしている感じもあるんですけど、これを入れると何冊程度になるのか教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 図書館の指定管理料につきましては、今第5期ということで選定させていただきまして、その中で person 費等も見込んで、指定管理者のほうから、民間事業者のほうから提案を受けた中でやらせていただいていますので、指定管理料につきましては増額ということは今のところございません。

ただ、当然人件費のほうは上がっておりますので、指定管理者の中で増額のほうは、予算書だとか決算書を見せていただきますと人件費のほうは上がっているような感じになります。

蔵書につきましては、今年度の予算分も足し込んだほうがよろしいでしょうか……。少しお待ちください。

令和7年度予算計上させていただいたものも足しますと[※]20万5,000冊ほどになろうかと思えます。

令和7年1月末現在で、今現在19万763冊ございますので、令和7年度予算を足しますと[※]20万5,000冊ほどということになります。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員 439ページ、二十歳の集いですが、前年度から予算が3割ほどカットされていますけど、特に実行委員会は大丈夫そうでしたかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 令和6年度につきましては70周年の記念事業ということで、例年よりも少し増額して補助金のほうをつけさせていただきましたが、通常、令和5年度以前から80万円の補助金でやらせていただいていますので、元に戻ったというような形でございます。

○委員長 ほか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の所管につきまして御説明申し上げますので、予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の14款1項7目4節保健体育使用料のうち、スポーツ推進課分、スポーツセンター使用料ほか12項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、スポーツ推進課分、ス

※ 後刻訂正発言あり

ポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いします。

下段、21款5項2目11節雑入のうち、スポーツ推進課分、コピー等実費徴収金ほか5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページを飛んでいただきまして、454ページ、455ページをお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。

はねていただきまして、464ページ、465ページの中段やや下にかけてまして掲載をしてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時00分　　休　憩

午後4時00分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第35号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号　令和7年度江南市国民健康保険特別会計予算

○委員長 続いて、議案第36号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

議案第36号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計予算でございます。

6ページから9ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税から14ページ、15ページの6款諸収入まででございます。

次に、歳出でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

1款保険給付費から28ページ、29ページの7款予備費まででございます。

なお、当初予算説明資料の47ページから49ページにかけて国民健康保険税の現年課税分の資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 12ページ、歳入のところで、ここで聞く話じゃないかもしれませんが、繰入金ですね。一般会計繰入金が前年度比で8,913万7,000円マイナスになっていて、それに対比するように基金繰入金が前年比1億251万4,000円増額になっているんですけど、要は、よくどこかの方が基金を使え使えといって何か言われているというのを加味してこういう予算編成になったのか、はたまた一般財源が苦しいから、今年は出せないから基金を使ってくれという指示でこういう予算編成になったのか、どういう理由でしょうか。

○保険年金課長 まず一般会計繰入金のほうですけど、こちらは予算書の13ページの7のその他一般会計繰入金というところがあるかと思うんですけど、こちらの中のいわゆる赤字分のところが、今は県のほうからこちらの赤字分をゼロにしてくれということで言われておりまして、令和6年度は

7,000万円ございましたが、令和7年度は3,500万円ということで、こちらが3,500万円減額とまづなっております。

それに対して基金繰入金でございますが、基金繰入金は歳入と歳出を同額にするために必要な額を入れるということで、令和7年度に関しましてはこのように令和6年度と比べると結果的に増額になっているという状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　　17ページの高額医療費支給のところ、今、国でちょっと問題になってたものなんだと思うんですけど、7億3,419万9,000円で、昨年よりちょっと減っているような気がするんですが、ちょっと高額医療を利用される方は増えているんじゃないかと思うんですけど、ちょっとこれ減額になった理由がもしあれば教えてください。

○保険年金課長　　こちらのほうですけれど、令和5年度の実績と令和6年度の見込みから推計をしておりますと、1人当たりに関していいますと伸びているんですけど、被保険者数のほうが減少しておりますので、結果的に減少となっている状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほか、質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　　23ページの総合健康診査事業のところなんですけれども、昨年と同じ人数、大体の予定なんですけど、これも決算を見るともうちょっと少なく、何か江南市受けている方が少ないというような形なんですけれども、これは昨年並みに増やせるというか、何か方法があってこの人数なのか、決算に合わせたらもうちょっと少なくなるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはどうでしょう。

○保険年金課長　　令和5年度の実績を申し上げますと820人ということで、そちらと比べると1,000人ということで、少し多い状況ではございますが、令和4年度、令和3年度に関しましては900人を超えているという状況ですので、令和7年度も全ての方が受けられるように1,000人の予算を確保しているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 4 時 07 分 休 憩

午後 4 時 07 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和 7 年度江南市介護保険特別会計予算

○委員長 続いて、議案第38号 令和 7 年度江南市介護保険特別会計予算を議題といたします。

なお、審査方法ですが、介護保険課と地域ふくし課が関係する議案となっているため、まとめて審査したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 令和 7 年議案第38号について御説明申し上げますので、特別会計予算書の42ページをお願いいたします。

令和 7 年議案第38号 令和 7 年度江南市介護保険特別会計予算でございます。

43ページ、44ページに第 1 表 歳入歳出予算を、45ページに第 2 表 債務負担行為を、46ページ、47ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料から、進んでいただきまして、54ページ、55ページの 8 款 2 項 2 目 1 節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

介護保険課所管の予算について御説明をいたします。

56ページ、57ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目総務管理費から72ページ、73ページ上段の 4 款 3 項 1 目包括的支援事業・任意事業費まででございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

4 款 4 項 1 目その他諸費から76ページ、77ページの 7 款予備費まででございます。

78ページには給与費明細書を、80ページ、81ページには債務負担行為に関する調書を掲げております。

また、別冊の令和 7 年度江南市当初予算説明資料の50ページには保険料（現年度分）を、51ページには保険給付費と地域支援事業費の概要を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域ふくし課長　　続きまして、地域ふくし課所管につきまして、該当箇所の説明をさせていただきます。

歳出について御説明申し上げますので、予算書の72ページ、73ページ、下段をお願いいたします。

4 款 3 項 2 目包括的支援事業・任意事業費（地域福祉）の備考欄、地域支援事業（包括的支援事業）から75ページの上段、地域支援事業（任意事業）まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　　69ページの一般介護予防事業のところなんですけれども、e スポーツが入ってくるのかなと思うんですけれども、1 年間やってみてどうでしたかということと、その下の高齢者教室事業というのは新しいものでしょう

か。何かどうして分かれてきたのかなというところをちょっと教えてください。

○介護保険課長　　まず1つ目のeスポーツを含めた教室のことですが、今年度初めて開催いたしました、2会場で夏と冬それぞれ行いました。4教室という形で行いました。

内容といたしましては、教室の構成は6回のコースになるんですけれども、初めの1時間は介護予防に関する講義を実施いたしまして、後半の時間でeスポーツ体験としてリズムゲームを体験していただきました。

初めての実施ということもございまして、いろんな御意見をいただきたいということでアンケートを取りまして、予定よりも少し応募の人数は少なかったんですけれども、いただいた御意見を確認しながら来年度も取り組んでいきたいと思っているところでございます。

あと2つ目の高齢者教室が、今回一般介護予防事業の下に出してありますけれども、令和6年度組織再編の折に高齢者教室、一般会計でやっていた事業を、一般介護予防の事業との連携を考えて特別会計のほうに移行させていましたが、内容的に今まで一般会計でやっていた、実施していた事業ということもありまして、ちょっと事業を分けて予算的に分けて整理をしたという状況になっております。

高齢者教室については以前からやっていた事業で、特に大きな変更はございません。

○土井委員　　eスポーツのほうの実績のところ、ちょっと想定よりは少ない人数だったということだったんですが、おおむねこういう方に利用してもらいたいなという方に支援が届いたなという実感はおありでしょうか。

○介護保険課長　　eスポーツに取り組む中で、今まで通いの場に出かけることがなかったような方、例えば男性の方とかそういった方に興味を持っていただきたいなということでeスポーツというものも取り組んだところでございますが、どちらかというとはかにもいろんなことにチャレンジされている活発な方が御応募いただいたような状況でございました。

eスポーツの教室、今後、令和7年度実施するに当たっても、まだ通いの場につながっていない方にそういった情報が届くような工夫はしていきたい

と考えております。

- 委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午後 4 時15分　　休　憩

午後 4 時15分　　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

すみません。議案第35号の令和7年度江南市一般会計予算の先ほどの生涯学習課の図書館の本の冊数の答弁訂正をしたいという申出がありましたので、そちらを入れたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

先ほど三輪委員の中で質問がありました令和7年度の予算を使って本を購入した令和7年度末の蔵書冊数ということで、私20万5,000冊というふうなお答えをさせていただきましたが、そこに除籍もさせていただきますので、それを加味しますと20万3,500冊ほどの令和7年度末の蔵書冊数になりますのでよろしくお願いいたします。

- 委員長　この議案は既に採決されておりますが、この訂正による採決への影響はないという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議案第39号　令和7年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長 続いて、議案第39号 令和7年度江南市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 特別会計予算の85ページをお願いいたします。

議案第39号 令和7年度江南市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

86ページから89ページにかけて、第1表 歳入歳出予算、第2表 債務負担行為及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、2款繰入金、3款繰越金、はねていただきました92ページ、93ページに4款諸収入を掲載しております。

次に、歳出でございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

1款総務費から96ページ、97ページの3款諸支出金まででございます。

なお、98ページ、99ページには債務負担行為に関する調書を、また、当初予算説明資料の52ページには、後期高齢者医療保険料現年度分算出表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 95ページに後期高齢者医療支援事業の話があるんですけど対象となる人数と、あと年々増えてきていて、どこかでピークを迎えて将来的に減ってくるはずだというように人口推計が出てるはずなんですけど、後期高齢者って、この数年ぐらいが一番ピークになるんじゃないかと思うんですけど、それはどういう認識で市が持っているか教えてください。

○保険年金課長 後期高齢者のほうの被保険者数は、団塊の世代が75歳を迎えることによって年々増えているんですけど、ピークは令和7年度がピークということで想定をしております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 4 時19分 休 憩

午後 4 時19分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳入歳出

ふくし部

健康こども部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第45号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 1 号）、第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち、教育部の所管に属する歳入歳出、ふくし部、健康こども部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願いします。

最初に、ふくし部介護保険課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 それでは、介護保険課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、42ページ、43ページをお願いいたします。

上段の3款1項2目介護保険費で、補正予算額は689万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑もないようですので、続いてふくし支援課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

議案書の42ページ、43ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款1項3目障害者福祉費で564万円の補正予算をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて健康こども部健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和7年度一般会計補正予算のうち、健康づくり課の所管について説明させていただきます。

歳出について説明させていただきます。

議案書の42ページ、43ページをお願いいたします。

下段の4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は1,287万1,000円の増額でございます。

内容につきましては、43ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

地域医療推進支援事業（物価高騰対策）は1,287万1,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　医療機関への支援ということで、度々コロナ臨時交付金なんかでもありましたけど、度々医療機関に出ているんですけど、ちょっと私が個人的に思っていることで、医療機関ってそんなに疲弊するものですかね。ほかの市の物価高騰で家庭の方とか非課税世帯に出すとかということもやっていますけど、ほかに何か比較して、これを優先していつも出てくるんですけど、出さなきゃいけないようなほど医療機関が疲弊しているように私は思えないんですけど、どういう評価を市がされているか教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちら医療機関の安定した事業継続といったところにつきましては、それぞれ医療機関につきましては、光熱費の高騰、電気、ガスの高騰の影響、あと燃料費、送迎用の車両などのガソリン代などの高騰、あと入院患者などの食事を作ったりするための食費、食料材料費の高騰が影響を受けているものと考えておりまして、今回二次救急医療機関はじめ、はり、あんまとか、その施術所まで含めて237の医療機関のほうに交付を考えております。

まず江南厚生病院になりますけれども60万円の交付、それ以外の病院として佐藤病院とか布袋病院、佐藤病院は透析を担っていただいておりますので、それを維持する医療機器のほうの経費もかかっておることから18万円というような形になっております。

あと、有償の診療所といたしまして、愛岐中央眼科だとか、あと山田産婦人科、こちらのほうも12万円を交付してまいります。それ以外の無償の診療

所、歯科診療所、薬局、助産所につきましては5万円の交付をしてまいります。

○委員長　　よろしいですか。

○長尾委員　　だから江南厚生病院に60万円出してというか、60万円で江南厚生病院が潰れるというほどの疲弊はしていないじゃないですかというのが言いたいわけですよ、民間意識としては。

それだったら、今の論理でいけば全家庭が対象ですよ、同じですよ。各家庭だって燃料費が上がっています、水道代が上がっていますって一緒じゃないですか。だけど、そこだけ、医療機関だけという、その絞られた世界に何回も出ておるもんだからあえてお聞きしているわけですよ。

その健康づくり課としては、自分の担当の対象がそこだからそこを出すのは分かるんですけど、市全体としてどういう評価をされたというのがもうちょっと上の話で聞きたいんですよ。聞きたいところ。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　まず、今回の物価高騰対策につきましては、愛知県のほうも県としての事業を進めております。

そうした中で、市町村のほうも取り組むようにというようなことで指示が来ておりますので、健康づくり課としてエントリーのほうをさせていただいたといった結果になります。

〔他に発言する者あり〕

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部スポーツ推進課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　補正予算につきまして、スポーツ推進課の該当部分を御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、追加議案書の48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。

補正予算額は148万7,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　委託から直営にということで、委託先を考えていたところが、いろいろな課題があるので直営でやるということなんですが、どういう課題があって、その課題は直営にすることによってどのように解決が図られるのかというところを。

○委員長　部活動のことですね。

○土井委員　すみません。部活動の。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　課題の内容でございますが、委託をお願いする予定であったところの体制がまだ受けるには十分ではないということを判断させていただいたことと、進めるに当たっていろいろと参加人数の問題ですとか、参加人数と指導者とのバランスのことですとか非常に課題が多く感じられましたので、市の直営でまずは始めるというところに至ったものでございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

○土井委員　課題があることは委託にしても直営にしても変わらないと思うんですけど、スポーツクラブ江南では解決できないものをスポーツ推進課なら解決できるということで、どういう課題があって、どうやって解決されるのかなというのがちょっと気になるんですけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　すみません。ちょっと質問と答弁がかみ合ってませんでした。

一番は、やはり体制の問題でございます。市の職員で対応するということで課題を解決するということでよろしくお願いします。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、続いて学校給食課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明させていただきます。

歳出について御説明させていただきますので、追加議案書の50ページをお願いいたします。

50ページ、最上段、10款5項2目学校給食費でございます。

所管課は学校給食課で1億1,187万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 新学校給食センター整備等事業と給食調理事業、物価高騰分の反映だということなんですけれど、この物価高騰したからといって市が払い過ぎても市にとっては財政的によくないですし、かといって足りなさ過ぎるとPFI、事業者にも利益を上げていただくことも重要なので、過不足ないように計算していただきたいんですけれど、その基準となる物価指数みたいなものはどういうふうに採用されて、どういうふうに取決めに事前になされていたのかというのをちょっとお伺いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

まず指数のほうなんですけど、事業契約書の第58条の規定に基づきまして、こちらが物価変動に伴う規定になります。1.5%以上の物価変動があった場合、双方協議して物価変動を行うということになっております。

今回の算定につきましては、物価変動の指数ですね、こちらについては令和5年4月の指標と契約締結の月、令和5年12月に議会のほうに上程させていただいているんですが、その後締結していますので、そこから12か月経過した月、令和6年11月の指標と比較して1.5%以上の物価変動がある場合について物価スライドをするという事業契約書の規定になってございます。

指数のほうですが、建設物価の指数を用いておりまして、工事原価の指数につきましては、先ほど1.5%以上と言いましたが7.9%の指数です。設備の

ほう、エレベーターだとか変電設備については14.8%の物価変動がございました。それに伴いまして、今回新学校給食センターの公有財産購入費で上げさせていただいています取得費、こちらについては建物を引き渡すときに一括で支払う消費税相当分の金額になります。こちらが消費税相当分というのは割賦元本の10%と決まっています、そちらが当初契約時38億2,663万円の10%なんで3億8,266万3,000円となります。

こちらが物価スライドの後、改正後の金額が41億8,961万円の10%になりますので4億1,869万1,000円、これの差引きが3,629万8,000円ということになります。

建設物価のほうにつきましては、一般財団法人建設物価調査会の指標を使っております。

○委員長　　よろしいですか。

○土井委員　　ありがとうございます。

給食調理事業のほう、新学校給食センター整備等事業のほうは一括消費税分で、給食調理事業のほうは15年割賦金のほうで、こちらの増額は今回限りということなんですけれど、この今回限りで大丈夫でしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
施設整備費の物価スライドにつきましては、今回1回になります。

ただ、この施設整備費がこれで確定ではなくて、もう一つ、令和5年4月の基準金利と引渡予定日の金融機関2営業日前の指数を比べた金利ですね、こちらに変動が生じた場合はさらに改定の必要があるということになりますので、現段階では把握ができないところになっております。

○委員長　　よろしいですか。

○土井委員　　大変申し訳ないんですけども、もう一度お願いしてもいいですか。ごめんなさい。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
割賦払いのほうの改定になるんですが、令和5年4月の基準金利と建物の引渡し令和7年7月ぐらいを予定しておりますが、その引渡予定日の金融機関2営業日前の指数と比較して変動が生じている場合は、改定の必要があるということです。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○尾関委員　給食用物資調達事業で1食当たり40円ということですが、これは例えば4月は無償なので、5、6、7月の3か月分の給食を食べずにお弁当で来る人に40円掛ける3か月分の分を還付しなくて大丈夫ですか。

3か月というか、40円分給食を食べている人は得をしているという言い方は変ですけど、補助を受けているんだけど、給食を食べられずにアレルギー対応できてないから、その間は、新しい給食センターができるまでの間は。その間はどうかされますか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
令和7年度は4月の無償化を実施して、先ほど当初予算で申し上げたように支援金をお配りします。

値上げ分については、今回の物価高騰の臨時交付金を活用して、そちらに上乗せしますので、給食費としては小学校が320円、中学校が350円になるんですが、支援金については320円、350円、市の予算で280円分と、40円分は重点支援金の交付金を使って支援金を配るということになります。

〔他に発言する者あり〕

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
5月以降のお話ですかね。5月以降についてはお支払いはしません。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○土井委員　　しつこくてごめんなさい。

給食調理事業のほうなんですけれど、建物取得費にアレルギーの対応の仕方というのは、今後また考えていくということだったと思うんですが、建物取得費にアレルギーに対応するために必要なもろもろってまだ含まれ切っていないと思っているんですけれど、その考えは間違いないですか。アレルギー対応の細かいことは今後考えていくということですね。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
今回の給食調理事業の公有財産購入費の金額補正につきましては、先ほど申し上げた契約前の総額と契約後の総額、これから先ほど当初予算で御説明した一時金、消費税分を差引いたお金を比べまして、契約時の……。

〔他に発言する者あり〕

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
すみません。対応室ということで設備は入っています。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔他に発言する者あり〕

○須賀委員 もう少し分かりやすく、説明を聞いておっても非常に分かりにくいので、だから今回、建物取得費が増額になった明確な理由とか、そういうものをきちっと整理して言っていたかかないと非常に分かりにくい。

何かレートがどうのこうのとか言ってもそれが何なのかも分からないし、その辺もちょっと正確な形で言ってもらえんですか。

○委員長 いいですか。新学校給食センターの……。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
物価高騰の影響によって、事業契約書にうたってあります1.5%を超えたことによって……。

〔「何が超えた」と呼ぶ者あり〕

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
指数。1.5%の指数。先ほど申し上げた……。

○委員長 物価指数ですよ。物価変動の1.5%以上を超えると検討しないかんという契約書になっているということです。でいいですね。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
指数については建設物価、一般財団法人建設物価調査会が示している指標を使いまして、令和5年4月の指標と契約時締結から12か月経過した月、令和6年11月の指標を比較して1.5%以上ありましたので、それが工事原価については7.9%になっていました。設備費については14.8%上昇していたというところで、割賦元本のほうが上昇したということで、今回の補正の金額、当初と改定後の差が3,629万8,000円の増額となりました。

○委員長 大丈夫ですよ。ありがとうございます。

○土井委員 給食センターのことでいろいろお聞きしているのは、市はあん

まりお金を払い過ぎないのがいいのはそうなんですけれど、結構全国的に P F I とか物価高騰の影響もあって、なかなか事業者が利益を上げられないことで、ちょっとそういう事業の入札自体がうまくいかないとかそういうことに、もしこの給食センターで事業者があんまり利益を上げられないということになると、今後市のほかの事業が滞るとよくないなということを懸念していて、ここに入るのかよく分からないんですけど、今後給食センター、ここがゴールじゃなくてスタートだと思うんですけど、まだまだ物価高騰とかいろんなリスクが出てくると思うんですが、そのリスクをどう分担されていくかというところは、ちょっと事業者としての考えとどういうふうになっているか教えていただいてもいいですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

今後、給食センターが開業してからの問題となってくるのは、維持管理運営費の高騰分を見込んでいくかというところになるのかなと思っています。

今回も当初予算のほうでは、指標のほうが前々年度の指標の平均と前年度の指標を平均した指標を比較して、その上昇分を見込んだ予算になっておりますので、当初から比べると187万5,000円ほどの令和7年度については上昇しています。

これからも、維持運営管理については、そこが議論になるところかなとは思っています。物価上昇についてが、今それぞれどんなものでも物価が上がっていますんで、そこが問題かなとは思っています。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時47分 休 憩

午後4時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

午後5時近くとなっておりますが、委員会の分だけ終わりたいと思いますのですみません。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

報告書につきましてはタブレット端末に配信しております。

去る令和7年1月9日に愛知県豊明市を、令和7年2月12日に愛知県安城市を行政視察しました報告書について御協議をお願いいたします。

なお、所感については記載しないこととなっておりますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 それでは御意見もないようですので、このまま今定例会において提出いたしますのでよろしくお願いいたします。修正せずにこのまま報告させていただきます。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

令和7年1月22日に江南市総合支援協議会こども福祉部会と開催いたしました、市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様に御確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましてもタブレット端末に配信しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の御協力により、どうにか午後5時前に終わることができました。以上で厚生文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時49分 閉 会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

厚 生 文 教 委 員 長 藤 岡 和 俊